

出雲市消防団改革推進委員会

【基本資料】

目 次

○出雲市消防団改革推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○出雲市消防団条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○出雲市消防団規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○消防団組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
○分団勢力図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
○出雲市消防団の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○分団別年齢構成、充足率・・・・・・・・・・・・・・・・	20
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	21
○消防団の組織概要等に関する調査（令和2年度）の結果	23
○これまでの団員確保策について・・・・・・・・・・・・・・・・	44
○常備消防（出雲市消防本部）の現況・・・・・・・・	55
○火災出場時の消防団活動・・・・・・・・・・・・・・・・	58
○出雲市消防団各分団活動状況（令和元年・2年）	59
○水防団出場人数（令和3年7月・8月）	60
○出雲市消防協力組織一覧表・・・・・・・・	61
○私設消防団（斐川地域）・・・・・・・・	62

○出雲市消防団改革推進委員会設置要綱

(令和3年出雲市告示第349号)

改正 令和3年6月30日告示第420号

(設置)

第1条 出雲市消防団の改革推進に必要な計画の立案及び消防団を取り巻く諸課題の解決に向けた検討を行うため、出雲市消防団改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防団の諸課題の解決及び組織の改革に必要と認められる事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 消防団員
- (2) 消防本部職員
- (3) 防災を担当する市職員
- (4) 市議会の議員
- (5) 市内の地域自治協会等関係者
- (6) 市内の商工団体関係者
- (7) 市内の企業関係者
- (8) 識見を有する者
- (9) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 追加して委嘱し、又は任命する委員の任期は、現に委嘱し、又は任命している委員の任期の終期までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて、関係機関、助言者に出席を求め、説明若しくは意見又は助言を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び会議に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員の謝金は、日額3,110円とする。ただし、第3条第2項第2号及び第3号に規定する委員には支給しない。

2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部警防課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和3年6月30日告示第420号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

○出雲市消防団条例

(平成17年出雲市条例第305号)

改正 平成19年3月19日条例第21号 平成19年6月28日条例第43号
平成23年9月30日条例第108号 平成28年3月19日条例第23号
平成29年12月21日条例第44号 令和元年9月28日条例第36号
令和2年12月19日条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに出雲市消防団員(以下「消防団員」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 出雲市に、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
出雲市消防団	出雲市全域

(任命)

第3条 消防団の長(以下「団長」という。)は、消防団の推せんに基づき市長が任命し、団長以外の消防団員は、団長が次の各号に掲げる者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 本市に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者

(定員)

第4条 消防団員の定員は、1,841人とする。

(任期)

第5条 団長、副団長、方面隊長、分団長及び副分団長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された団長、副団長、方面隊長、分団長及び副分団長の任期は、前任者の残任期間とする。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第9条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときは、免職することができる。

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号に該当するに至ったとき。
- (2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

(退職)

第8条 消防団員が退職しようとするときは、あらかじめ、文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務の宣誓)

第10条 消防団員は、任命後、次に掲げる宣誓書に署名しなければならない。

[別紙参照]

(服務)

第11条 消防団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ、指定するところに従い、直ちに出動し、服務しなければならない。

(出動した場合の注意)

第12条 消防団員が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次の各号に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 団長は、出雲市消防長又は所轄消防署長の指揮の下に行動しなければならない。
- (3) 消防作業は、迅速かつ適切に行わなければならない。
- (4) 消防団の分団は、相互に連絡調整しなければならない。

(消火、水防等の活動)

第13条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災その他の災害の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(規律)

第14条 消防団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件をき損してはならない。
- (2) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をしてはならない。
- (3) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (4) 市民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に関しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持たなければならない。
- (5) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか使用してはならない。

(諸給与)

第15条 消防団員に対する諸給与は、市長が定める額を支給する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲市消防団条例(出雲市条例第307号)、平田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年平田市条例第7号)、佐田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年佐田町条例第16号)、多伎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年多伎町条例第5号)、湖陵町消防団条例(昭和26年湖陵町条例第8号)又は大社町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年大社町条例第8号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年度分の消防団員の年手当は、それぞれの合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月19日条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第108号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、編入前の斐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成7年斐川町条例第3号。以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の出雲市消防団条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日以後最初に斐川地域から任用された副団長、方面隊長、分団長及び副分団長の任期は、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお編入前の条例の例による。
- 5 施行日の前日までに、編入前の条例の規定に基づいて既に支払われた平成23年4月1日から平成23年9月30日までに係る報酬は、改正後の条例の規定による諸給与の内払とみなす。

附 則(平成28年3月19日条例第23号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月21日条例第44号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月28日条例第36号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月19日条例第55号)
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○出雲市消防団規則

(平成17年出雲市規則第253号)

改正 平成17年9月29日規則第278号 平成19年3月30日規則第13号
平成23年10月1日規則第82号 平成27年3月31日規則第52号
平成28年3月31日規則第6号 平成29年3月31日規則第11号
平成30年4月1日規則第23号 平成31年3月31日規則第9号
令和3年1月25日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、出雲市消防団条例(平成17年出雲市条例第305号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 出雲市消防団(以下「消防団」という。)の組織は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

- 2 方面隊長の階級は、副団長とする。
- 3 伝令部長の階級は、部長とする。
- 4 伝令班長の階級は、班長とする。

(職務)

第4条 団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。
- 3 方面隊長は、団長の命を受け、所轄方面隊を統括し、所属分団を指揮監督する。
- 4 分団長は、上司の命を受け、分団を統括し、所属団員を指揮監督する。
- 5 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部長、班長、団員及び機関員は、上司の命を受け、職務に従事する。

(消防団本部の事務)

第5条 消防団本部は、次の各号に掲げる事務を掌握する。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
 - (2) 報告、通報及び連絡に関すること。
 - (3) 教養訓練に関すること。
 - (4) 消防団の諸計画に関すること。
 - (5) 会計及び経理に関すること。
 - (6) 設備、資材及び物品の管理に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、団長が必要と認める事項
- 2 前項の消防団本部は、出雲市消防本部内に置く。

(分団の事務)

第6条 分団は、次の各号に掲げる事務を掌握する。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
- (2) 報告、通報及び連絡に関すること。
- (3) 設備、資材及び物品の管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、分団長が必要と認める事項

(報酬及び費用弁償の支給額)

第7条 消防団員に対する報酬及び費用弁償の支給額は、別表第5に定めるところによる。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 年手当又は技術手当は、2期に区分し、前期分を9月に、後期分を3月に、それぞれ2分の1の額を支給する。

2 年度の中途において、新たに消防団員となった場合はその月から、その職を退いた場合はその月まで支給する。

3 月の途中で異なる階級に異動した場合は、上位の階級を当該月における階級として支給する。

4 前2項の規定により報酬を支給する場合は、月割によって計算し、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 出場手当、特別教養訓練手当又は旅費は、原則として出場、参加等のあった翌月に支給する。

(報酬及び費用弁償の返還)

第8条の2 市長は、消防団員が偽りその他不正の手段により報酬及び費用弁償の支給を受けようとしたとき又は受けたときは、その支給を停止し、又は支給した報酬及び費用弁償の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

(教養訓練)

第9条 団長は、消防団員の資質の向上及び実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的に教養訓練を行わなければならない。

(表彰)

第10条 市長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって、功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、消防団員については、団長が表彰を行うことができる。

第11条 消防団本部には、次の各号に掲げる文書を備え、常にこれを整理しておくなければならない。

(1) 団員の名簿

(2) 沿革誌

(3) 設備資材台帳

(4) ポンプ台帳

(5) 水防資材台帳

(6) 区域内全図

(7) 消防水利地図

(8) 諸令達簿

(9) 関係法規例規綴

(10) 雑書綴

(訓練礼式及び服制)

第12条 消防団の訓練礼式及び服制については、消防庁の定める基準による。

(機関員)

第13条 消防自動車及び小型動力ポンプ等が円滑に操作等できるよう分団各部に機関員を置く。

2 機関員は、消防団員が兼務するものとし、分団長が指名する。
(守秘義務)

第14条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年9月29日規則第278号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月1日規則第82号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第52号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月25日規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

出雲市消防団組織表

出雲市消防団本部

高浜分団
今市分団
大津分団
遠治分団
古志分団
四格分団
高浜分団
川勢分団
鷺巣分団
上津分団
標原分団
朝山分団
乙立分団
高松分団
神門分団
神西分団
長浜分団
平田分団
久多美分団
佐香分団
瀬分分団
国富分団
西田分団
鱒瀬分団
北浜分団
檜山分団
東分団
伊野分団
西須佐分団
東須佐分団
八幡原分団
窪田分団
久村分団
小田多岐分団
田儀分団
湖陵西分団
湖陵南分団
持築分団
日御碕分団
鷓鴣分団
荒木分団
遠堀分団
荘原北分団
荘原南分団
出東分団
出西阿宮分団
伊波野分団
直江分団
久木分団

別表第2(第2条関係)
消防団本部組織表
消防団本部組織表

区 分	団長	副団長	方面隊長	部長	班長	団員	計
出雲市消防団	1人	6人	15人	17人	1人	22人	62人

別表第3(第2条関係)
消防団指揮命令系統図



別表第4(第2条関係)
消防団分団組織表

分	分団本部		部				

団名	分団長	副分団長	伝令班長	部名	区域	部長	班長	団員	計
今市分団	1	1	1	第1部	今市町、今市町北本町1丁目、今市町北本町2丁目、今市町北本町3丁目、今市町北本町4丁目、今市町北本町5丁目、今市町南本町、駅北町、駅南町1丁目、駅南町2丁目及び駅南町3丁目の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
大津分団	1	1	1	第1部	大津町、大津新崎町1丁目、大津新崎町2丁目、大津新崎町3丁目、大津新崎町4丁目、大津新崎町5丁目、大津新崎町6丁目、大津新崎町7丁目、大津朝倉1丁目、大津朝倉2丁目、大津朝倉3丁目及び枝大津町の区域	1	1	11	29
				第2部		1	1	11	
塩冶分団	1	1	1	第1部	上塩冶町、築山新町、塩冶町、天神町、塩冶有原町1丁目、塩冶有原町2丁目、塩冶有原町3丁目、塩冶有原町4丁目、塩冶有原町5丁目、塩冶有原町6丁目、塩冶神前1丁目、塩冶神前2丁目、塩冶神前3丁目、塩冶神前4丁目、塩冶神前5丁目、塩冶神前6丁目、塩冶町南町1丁目、塩冶町南町2丁目、塩冶町南町3丁目、塩冶町南町4丁目、塩冶町南町5丁目、医大南町1丁目、医大南町2丁目、医大南町3丁目、塩冶原町1丁目、塩冶原町2丁目、塩冶原町3丁目及び塩冶善行町の区域	1	1	9	36
				第2部		1	1	9	
				第3部		1	1	9	
古志分団	1	1	1	第1部	古志町の区域	1	1	11	29
				第2部		1	1	11	
四絡分団	1	1	1	第1部	矢野町、小山町、大塚町、姫原町、姫原1丁目、姫原2丁目、姫原3丁目、姫原4丁目及び渡橋町の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
高浜分団	1	1	1	第1部	矢尾町、日下町、里方町、平野町、常松町、江田町及び八島町の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
川跡分団	1	1	1	第1部	中野町、武志町、荻杼町、稲岡町、中野美保北町1丁目、中野美保北町2丁目、中野美保南町1丁目、中野美保南町2丁目、中野美保南町3丁目及び高岡町の区域	1	1	13	32
				第2部		1	1	12	
鳶巣分団	1	1	1	第1部	西林木町及び東林木町の区域	1	1	14	29
				第2部		1	1	8	
上津分	1	1	1	第1部	西谷町、上島町及び船津町の区域	1	1	12	39
				第2部		1	1	10	

団				第3部		1	1	8	
稗原分団	1	1	1	第1部	野尻町、稗原町及び宇那手町の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
朝山分団	1	1	1	第1部	馬木町、朝山町、所原町、見々久町及び馬木北町の区域	1	1	11	39
				第2部		1	1	13	
				第3部		1	1	6	
乙立分団	1	1	1	第1部	乙立町の区域	1	1	10	25
				第2部		1	1	8	
高松分団	1	1	1	第1部	高松町、白枝町、松寄下町、浜町及び下横町の区域	1	1	13	33
				第2部		1	1	13	
神門分団	1	1	1	第1部	芦渡町、下古志町、知井宮町、神門町、西新町1丁目、西新町2丁目、西新町3丁目及び平成町の区域	1	1	16	32
				第2部		1	1	9	
神西分団	1	1	1	第1部	西神西町、東神西町、神西沖町、大島町及び神西新町の区域	1	1	12	32
				第2部		1	1	13	
長浜分団	1	1	1	第1部	荒茅町、東園町、西園町、外園町及び長浜町の区域	1	1	9	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	11	
平田分団	1	1	1	第1部	平田町及び西平田町の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
久多美分団	1	1	1	第1部	東郷町、東福町、久多見町、野石谷町及び上岡田町の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
佐香分団	1	1	1	第1部	三津町、小伊津町及び坂浦町の区域	1	1	8	33
				第2部		1	1	8	
				第3部		1	1	8	
灘分分団	1	1	1	第1部	灘分町、島村町及び出島町の区域	1	1	12	45
				第2部		1	1	12	
				第3部		1	1	12	
国富分団	1	1	1	第1部	美談町、西代町、国富町及び口宇賀町の区域	1	1	10	41
				第2部		1	1	11	
				第3部		1	1	11	
西田分団	1	1	1	第1部	西郷町、本庄町、万田町及び奥宇賀町の区域	1	1	8	33
				第2部		1	1	8	
				第3部		1	1	8	

鰐淵分団	1	1	1	第1部	河下町、唐川町、別所町及び猪目町の区域	1	1	8	33
				第2部		1	1	8	
				第3部		1	1	8	
北浜分団	1	1	1	第1部	小津町、十六島町、釜浦町、塩津町及び美保町の区域	1	1	10	51
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
				第4部		1	1	10	
檜山分団	1	1	1	第1部	岡田町、多久谷町及び多久町の区域	1	1	8	33
				第2部		1	1	8	
				第3部		1	1	8	
東分団	1	1	1	第1部	園町、鹿園寺町及び小境町の区域	1	1	13	48
				第2部		1	1	13	
				第3部		1	1	13	
伊野分団	1	1	1	第1部	美野町、野郷町及び地合町の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
西須佐分団	1	1	1	第1部	佐田町大呂、佐田町反辺及び佐田町吉野の区域	1	1	13	48
				第2部		1	1	13	
				第3部		1	1	13	
東須佐分団	1	1	1	第1部	佐田町朝原、佐田町原田及び佐田町宮内の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
八幡東分団	1	1	1	第1部	佐田町八幡原、佐田町東村、佐田町毛津及び佐田町一窪田の一部(原川、栗原、飯の原、五谷及び銀山谷)の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
窪田分団	1	1	1	第1部	佐田町一窪田(ただし、八幡東分団の区域を除く。)、佐田町上橋波、佐田町下橋波、佐田町佐津目及び佐田町高津屋の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
久村分団	1	1	1	第1部	多伎町久村の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
小田多岐分団	1	1	1	第1部	多伎町多岐及び多伎町小田の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
田儀分団	1	1	1	第1部	多伎町口田儀、多伎町奥田儀及び多伎町神原の区域	1	1	13	48
				第2部		1	1	13	
				第3部		1	1	13	

湖陵西分団	1	1	1	第1部	湖陵町大池、湖陵町板津及び湖陵町差海の区域	1	1	13	48
				第2部		1	1	13	
				第3部		1	1	13	
湖陵南分団	1	1	1	第1部	湖陵町畑村、湖陵町常楽寺及び湖陵町二部及び三部の区域	1	1	13	48
				第2部		1	1	13	
				第3部		1	1	13	
杵築分団	1	1	1	杵築東部	大社町杵築東、大社町杵築西、大社町杵築南及び大社町杵築北の区域	1	1	10	51
				杵築西部		1	1	10	
				杵築南部		1	1	10	
				杵築北部		1	1	10	
日御碕分団	1	1	1	日御碕部	大社町日御碕及び大社町宇龍の区域	1	1	10	39
				宇龍部		1	1	10	
				中山部		1	1	10	
鵜鷺分団	1	1	1	鵜鷺第1部	大社町鷺浦及び大社町鵜峠の区域	1	1	13	33
				鵜鷺第2部		1	1	13	
荒木分団	1	1	1	荒木第1部	大社町修理免、大社町北荒木及び大社町中荒木の区域	1	1	13	48
				荒木第2部		1	1	13	
				荒木第3部		1	1	13	
遙堪分団	1	1	1	遙堪東部	大社町遙堪、大社町菱根及び大社町入南の区域	1	1	13	48
				遙堪西部		1	1	13	
				遙堪南部		1	1	13	
荘原北分団	1	1	1	第1部	斐川町荘原の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
荘原南分団	1	1	1	第1部	斐川町学頭、斐川町上庄原、斐川町神庭及び斐川町三絡の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
出東分団	1	1	1	第1部	斐川町沖洲、斐川町黒目、斐川町坂田、斐川町三分市及び斐川町中州の区域	1	1	10	51
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
				第4部		1	1	10	
出西阿宮分	1	1	1	第1部	斐川町併川、斐川町阿宮、斐川町神氷、斐川町求院及び斐川町出西の区域	1	1	10	51
				第2部		1	1	10	
				第3部				10	

団				第4部		1	1		
						1	1	10	
伊波野分団	1	1	1	第1部	斐川町上直江、斐川町富村、斐川町鳥井及び斐川町名島の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
直江分団	1	1	1	第1部	斐川町直江の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
久木分団	1	1	1	第1部	斐川町今在家、斐川町原鹿、斐川町福富及び斐川町美南の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
合計	48	48	48			130	130	1,375	1,779

別表第5(第7条関係)

報酬及び費用弁償支給額表

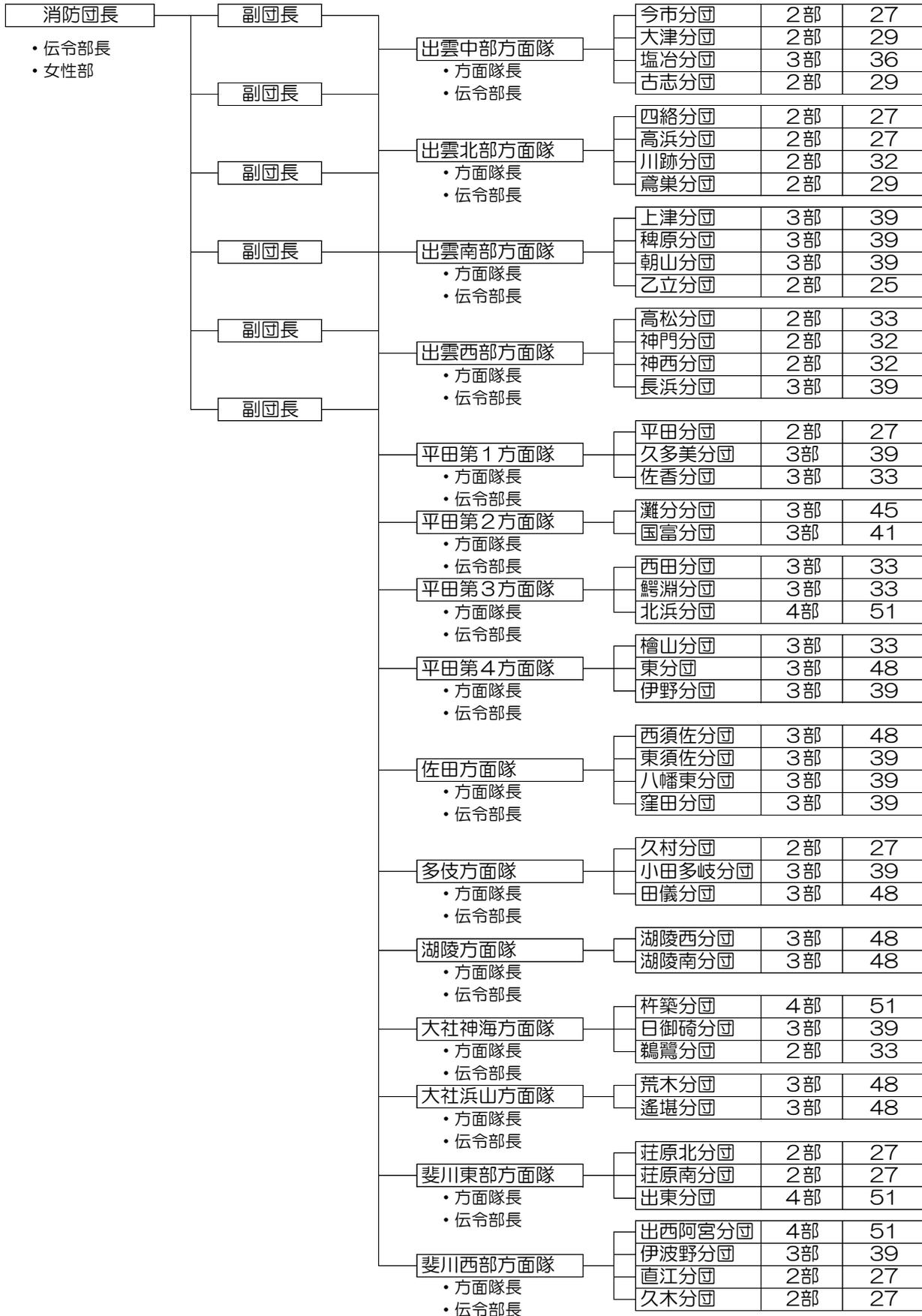
階級 ／ 手当名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年手当	70,000円	50,000円	38,000円	29,000円	25,000円	22,000円	17,500円
出場手当	災害、訓練等に出場した者に1回3,700円。ただし、長時間にわたる時は、市長の定める額						
技術手当	消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車の機関員に年額11,500円						
特別教養訓練手当	県消防学校又は消防大学校の行う教養訓練等に参加した者に1日3,700円						
旅費	出雲市職員等の旅費に関する条例(平成17年出雲市条例第43号)及び出雲市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成17年出雲市規則第37号)を準用する。ただし、その者の受ける車賃、日当、宿泊料及び食卓料については次の区分による。						
	団長については、出雲市職員等の旅費に関する条例(平成17年出雲市条例第43号)第18条第1項の規定による別表(1)の市長の受ける旅費に相当する額。ただし、当分の間、特別車両料金については支給しない。			副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員については、出雲市職員等の旅費に関する条例(平成17年出雲市条例第43号)第18条第1項の規定による別表(1)の上欄に掲げる職員以外の職員が受ける額を支給する。			

消防団組織図

団員数 定員 1,841 人
 実員 1,701 人
 充足率 92.4 %

(R3. 8. 1現在)

15方面隊 48分団 130部 定員
 ※方面隊長は副団長級



団本部 62人(定員)

分団 1,779人(定員)

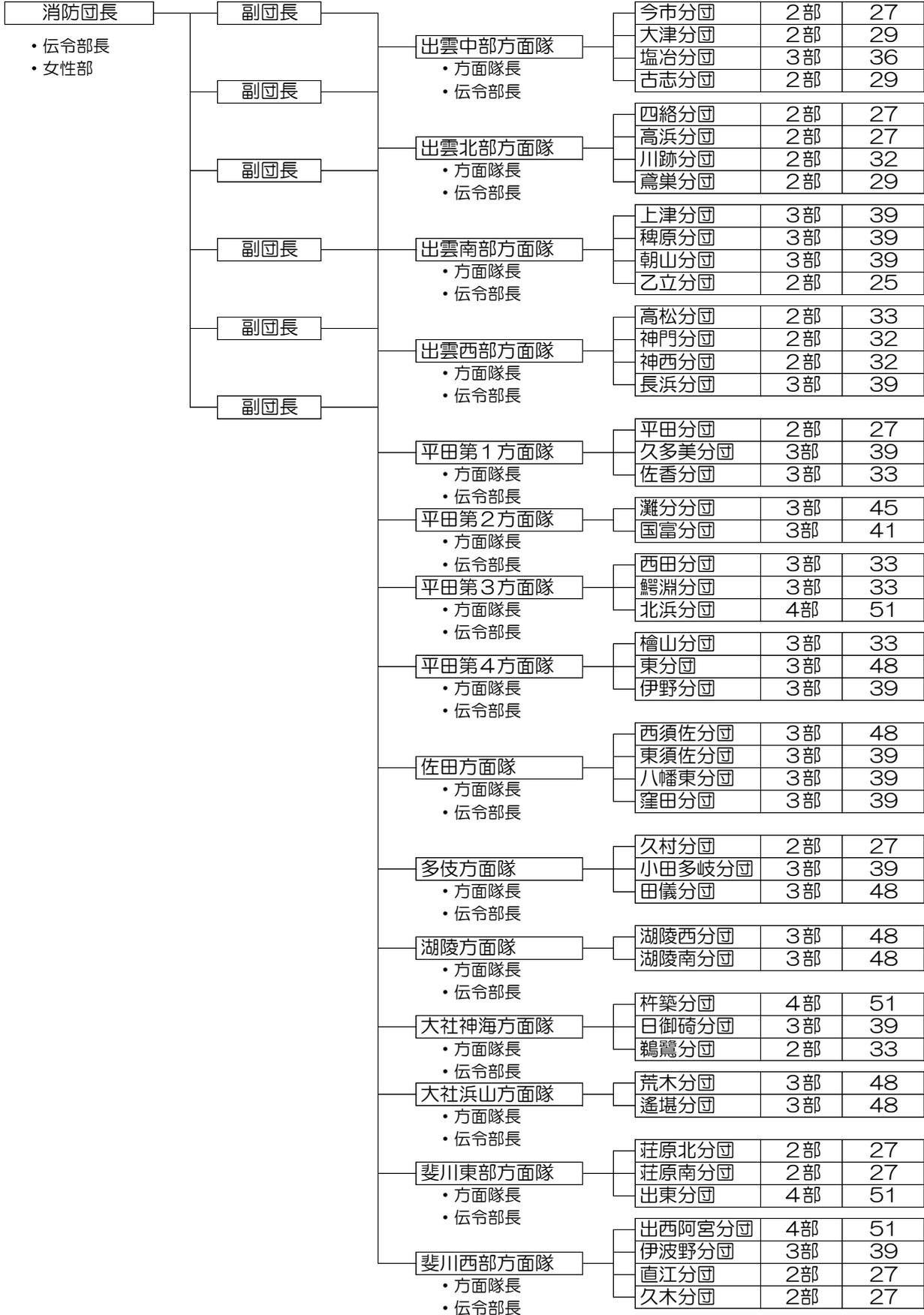
消防団組織図

団員数 定員 1,841人
実員 1,654人
充足率 89.8%

(R4. 4. 1現在)

15方面隊 48分団 130部 定員

※方面隊長は副団長級



団本部 62人(定員)

分団 1,779人(定員)

出雲市消防団の沿革

		名称	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	合計	充足率 (%)	名称	斐川
H17	行政合併	出雲市消防団 連合会	535	494	180	125	125	279	1738	98.2	斐川町 消防団	255
			533	485	172	120	118	279	1707			255
H18		出雲市消防団 連合会	535	494	180	125	125	279	1738	98.2	斐川町 消防団	255
			535	483	173	119	118	279	1707			255
H19		出雲市消防団	1738						97.4	斐川町 消防団	255	
			1693								253	
H20		出雲市消防団	1738						97.2	斐川町 消防団	255	
			1690								254	
H21		出雲市消防団	1738						97.1	斐川町 消防団	255	
			1689								254	
H22		出雲市消防団	1738						96.3	斐川町 消防団	255	
			1674								254	
H23	10月 旧斐川町合併	出雲市消防団	1993 (条例定員改正)						96.0			
			1914									
H24		出雲市消防団	1993						95.9			
			1912									
H25		出雲市消防団	1993						94.2			
			1879									
H26		出雲市消防団	1993						92.7			
			1849									
H27		出雲市消防団	1993						90.4			
			1802									
H28	4月	出雲市消防団	1844 (条例定員改正)						94.2			
			1738									
H29		出雲市消防団	1844						94.3			
			1739									
H30		出雲市消防団	1844						94.5			
			1743									
H31 R 1		出雲市消防団	1844						93.6			
			1727									
R 2		出雲市消防団	1844						92.2			
			1701									
R 3	4月	出雲市消防団	1841 (条例定員改正)						92.2			
			1698									
最新	R3/8/1	出雲市消防団	1841						92.4			
			1701									

※上段：定員(人)、下段：実団員数(人)

出雲市消防団の沿革

		名称	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	合計	充足率 (%)	名称	斐川
H17	行政合併	出雲市消防団 連合会	535	494	180	125	125	279	1738	98.2	斐川町 消防団	255
			533	485	172	120	118	279	1707			255
H18		出雲市消防団 連合会	535	494	180	125	125	279	1738	98.2	斐川町 消防団	255
			535	483	173	119	118	279	1707			255
H19		出雲市消防団	1738						97.4	斐川町 消防団	255	
			1693								253	
H20		出雲市消防団	1738						97.2	斐川町 消防団	255	
			1690								254	
H21		出雲市消防団	1738						97.1	斐川町 消防団	255	
			1689								254	
H22		出雲市消防団	1738						96.3	斐川町 消防団	255	
			1674								254	
H23	10月 旧斐川町合併	出雲市消防団	1993 (条例定員改正)						96.0			
			1914									
H24		出雲市消防団	1993						95.9			
			1912									
H25		出雲市消防団	1993						94.2			
			1879									
H26		出雲市消防団	1993						92.7			
			1849									
H27		出雲市消防団	1993						90.4			
			1802									
H28	4月	出雲市消防団	1844 (条例定員改正)						94.2			
			1738									
H29		出雲市消防団	1844						94.3			
			1739									
H30		出雲市消防団	1844						94.5			
			1743									
H31 R 1		出雲市消防団	1844						93.6			
			1727									
R 2		出雲市消防団	1844						92.2			
			1701									
R 3	4月	出雲市消防団	1841 (条例定員改正)						92.2			
			1698									
R 4		出雲市消防団	1841						89.8	(4/1 現在)		
			1654									

※上段：定員(人)、下段：実団員数(人)

分団別年齢構成及び定員充足率（令和3年8月1日現在）

【出雲市】

（団本部定員62人＋分団定員1779人＝条例定員1841人）（団本部実員数46人＋分団実員数1655人＝実員数1701人）

No.	分団名	10代(人)	20代(人)	30代(人)	40代(人)	50代(人)	60代(人)	70代(人)	実員数	定員	欠員数	分団別充足率
1	今市分団	0	0	4	13	4	2	0	23	27	△ 4	85.19%
2	大津分団	0	2	5	12	1	0	0	20	29	△ 9	68.97%
3	塩冶分団	0	1	11	22	2	0	0	36	36	0	100.00%
4	古志分団	0	2	5	12	2	0	0	21	29	△ 8	72.41%
5	四絡分団	0	4	8	13	2	0	0	27	27	0	100.00%
6	高浜分団	0	3	7	13	2	0	0	25	27	△ 2	92.59%
7	川跡分団	0	0	14	14	1	1	0	30	32	△ 2	93.75%
8	鷹巣分団	0	1	18	7	0	0	0	26	29	△ 3	89.66%
9	上津分団	0	3	11	18	3	0	0	35	39	△ 4	89.74%
10	稗原分団	0	3	9	22	4	0	0	38	39	△ 1	97.44%
11	朝山分団	0	3	12	17	3	0	0	35	39	△ 4	89.74%
12	乙立分団	0	1	3	13	7	0	0	24	25	△ 1	96.00%
13	高松分団	0	2	10	12	5	2	0	31	33	△ 2	93.94%
14	神門分団	0	1	9	18	2	1	0	31	32	△ 1	96.88%
15	神西分団	0	4	11	14	3	0	0	32	32	0	100.00%
16	長浜分団	0	2	11	24	2	0	0	39	39	0	100.00%
17	平田分団	0	2	10	10	1	1	0	24	27	△ 3	88.89%
18	久多美分団	0	9	22	7	0	0	0	38	39	△ 1	97.44%
19	佐香分団	0	1	12	12	2	0	0	27	33	△ 6	81.82%
20	灘分団	0	3	24	16	0	0	0	43	45	△ 2	95.56%
21	国富分団	0	2	17	22	0	0	0	41	41	0	100.00%
22	西田分団	0	7	19	5	0	0	0	31	33	△ 2	93.94%
23	鰐淵分団	0	4	9	12	5	0	0	30	33	△ 3	90.91%
24	北浜分団	0	5	19	15	1	0	0	40	51	△ 11	78.43%
25	檜山分団	0	3	15	15	0	0	0	33	33	0	100.00%
26	東分団	0	9	24	14	0	0	0	47	48	△ 1	97.92%
27	伊野分団	0	1	12	22	3	0	0	38	39	△ 1	97.44%
28	西須佐分団	0	2	18	16	7	0	0	43	48	△ 5	89.58%
29	東須佐分団	0	5	11	18	4	0	0	38	39	△ 1	97.44%
30	八幡東分団	0	1	14	19	3	1	0	38	39	△ 1	97.44%
31	窪田分団	0	1	15	15	3	0	0	34	39	△ 5	87.18%
32	久村分団	0	0	8	10	5	0	0	23	27	△ 4	85.19%
33	小田多岐分団	0	7	9	8	6	1	0	31	39	△ 8	79.49%
34	田儀分団	0	1	11	19	9	1	0	41	48	△ 7	85.42%
35	湖陵西分団	0	3	11	30	4	0	0	48	48	0	100.00%
36	湖陵南分団	1	5	17	22	2	1	0	48	48	0	100.00%
37	杵築分団	0	2	10	26	11	0	0	49	51	△ 2	96.08%
38	日御碕分団	0	3	7	18	8	0	0	36	39	△ 3	92.31%
39	鵜鷺分団	0	0	2	6	11	8	6	33	33	0	100.00%
40	荒木分団	0	1	13	23	9	1	0	47	48	△ 1	97.92%
41	遙堪分団	0	2	11	24	7	0	0	44	48	△ 4	91.67%
42	莊原北分団	0	2	12	6	3	0	0	23	27	△ 4	85.19%
43	莊原南分団	0	1	10	13	2	0	0	26	27	△ 1	96.30%
44	出東分団	0	3	13	31	2	0	0	49	51	△ 2	96.08%
45	出西阿宮分団	0	2	25	22	2	0	0	51	51	0	100.00%
46	伊波野分団	0	6	14	14	3	1	0	38	39	△ 1	97.44%
47	直江分団	0	3	10	10	3	1	0	27	27	0	100.00%
48	久木分団	0	1	4	14	2	2	0	23	27	△ 4	85.19%
	計	1	129	576	758	161	24	6	1655	1779	△ 124	93.03%

（団本部含まず）

平成二十五年法律第百十号

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 地域防災力の充実強化に関する計画（第七条）
- 第三章 基本的施策
 - 第一節 消防団の強化等（第八条—第十六条）
 - 第二節 地域における防災体制の強化（第十七条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

（基本理念）

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念ののっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

（住民の役割）

第五条 住民は、第三条の基本理念ののっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第三章 基本的施策

第一節 消防団の強化等

（消防団の強化）

第八条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（消防団への加入の促進）

第九条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（公務員の消防団員との兼職に関する特例）

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四百四条の許可又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第四百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

- 第十一条** 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。
- 2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大学等の協力)

- 第十二条** 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

(消防団員の処遇の改善)

- 第十三条** 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善等)

- 第十四条** 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)

- 第十五条** 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

第二節 地域における防災体制の強化

(市町村による防災体制の強化)

- 第十七条** 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

- 第十八条** 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

- 第十九条** 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)

- 第二十条** 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

(防災に関する学習の振興)

- 第二十一条** 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第二項及び第三項の規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 二 第十条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

令和2年12月15日

消 防 庁

消防団の組織概要等に関する調査（令和2年度）の結果及び 消防団員の確保に関する大臣書簡

消防庁では、全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む）を対象に、本年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、とりまとめましたので公表します。

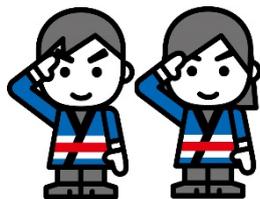
また、上記調査の結果、本年4月1日現在の消防団員数は約81万8千人と、2年連続で1万人以上の減少となったこと等を踏まえ、都道府県知事及び市区町村長に対し、消防団員の確保に向けた取組を依頼するため、総務大臣から書簡を发出します。

1 消防団の組織概要等に関する調査（令和2年度）の結果

- 調査対象 全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む。）
- 調査時点 令和2年4月1日現在
- 調査結果
 - 資料1 消防団の組織概要等に関する調査結果（概要）
 - 資料2 都道府県別消防団員数の推移
 - 資料3 消防団員数等一覧表（女性・学生・機能別団員数）
 - 資料4 職業構成別消防団員数
 - 資料5 在勤者又は通学者の入団を認めている市区町村数及び定年制を設けていない市区町村数一覧表
 - 資料6 学生消防団活動認証制度、消防団協力事業所表示制度の導入状況等
 - 資料7 都道府県別年額報酬条例平均額一覧表
（参考）市区町村別年額報酬条例額一覧表

2 消防団員の確保に関する大臣書簡

- 発出先 都道府県知事及び市区町村長
- 発出日 令和2年12月15日
- 主な内容
 - ・ 消防団員の処遇改善は、団員のモチベーション向上や家族の理解につながり、ひいては団員の確保に資するため、報酬や出動手当、特に地震・風水害等の災害に係る出動手当を引き上げ、団員一人ひとりの処遇をしっかりと改善すること
 - ・ 団員確保に向けこれまで様々な施策を制度化してきたが、必ずしも十分でない市区町村もあるため、団体ごとに減少の要因分析結果に応じた対応も引き続き実施すること 等を、都道府県知事及び市区町村長に依頼するもの。



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

鈴木、伊藤、前田、上月、水谷

TEL : 03-5253-7561 FAX : 03-5253-7576

E-mail : syobodan@ml.soumu.go.jp

消防団の組織概要等に関する調査結果（概要）

資料1

令和2年4月1日現在

○ 消防団員数は818,478人（前年度比▲13,504人（▲1.6%））

※新型コロナウイルスの影響により勧誘活動ができなかったこと、人口減少・少子高齢化や被雇用者率の増加によるなり手不足、本業の多忙、家庭・体調の都合等による自己都合、役員改選による幹部の退団、定年・任期満了による退団、組織の見直し（分団・部等の統廃合）、人員の整理による減少等が主な要因

○ 重点的に確保に取り組んできた女性団員、学生団員については増加 [注1]

- ・ 女性団員 27,200人（+575人（+2.2%）） ※女性団員がいる消防団は1,651消防団
- ・ 学生団員 5,404人（+215人（+4.1%）） ※学生消防団活動認証制度は323市区町村で導入

○ 機能別団員は増加の一方、基本団員が減少 [注2]

- ・ 機能別団員 26,095人（+2,559人（+10.9%）） ※機能別団員（分団）制度は558市区町村で導入
- ・ 基本団員 792,383人（▲16,063人（▲2.0%））

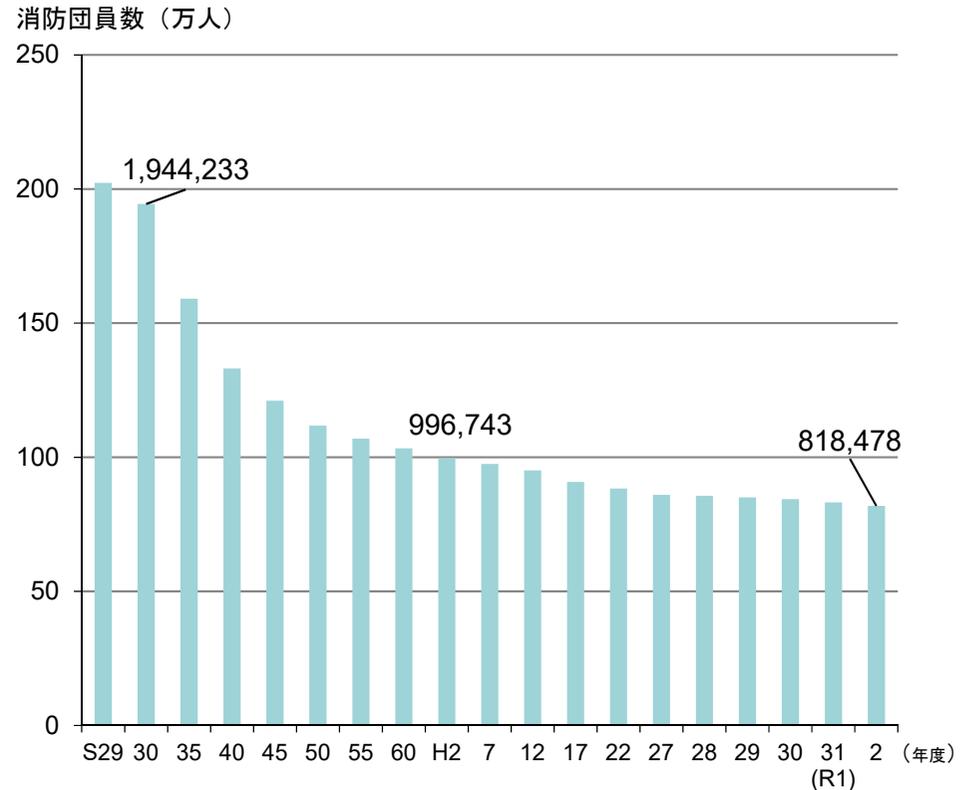
1 消防団の現況

- 消防団数:2,199団（全国すべての市区町村に設置）
- 消防分団数:22,309分団

3 職業構成別消防団員数の状況

	公務員	特殊法人等 (農協・公社等)	日本 郵政	学生	その他
H31(R1) 団員数(人)	68,750	29,039	6,492	5,189	722,512
R2団員数(人)	68,921	28,870	6,394	5,404	708,889
構成割合	8.4%	3.5%	0.8%	0.7%	86.6%

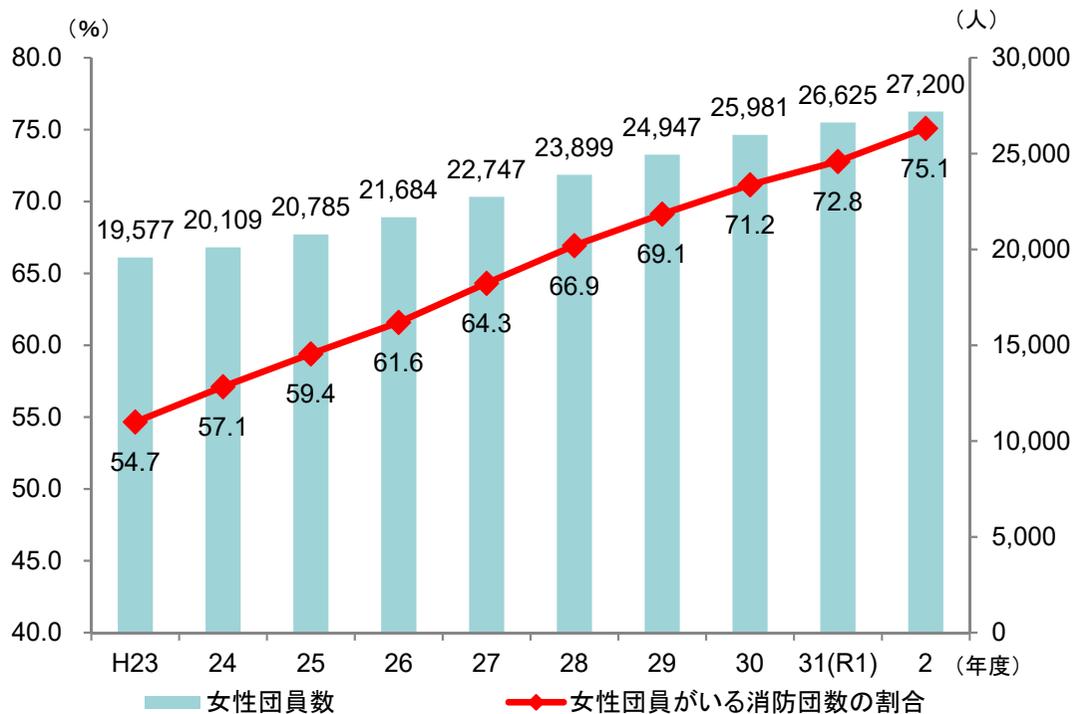
2 消防団員数の推移



[注1] 女性団員の総数には女性の学生団員を含む。また、学生団員の総数には女性の学生団員を含む。

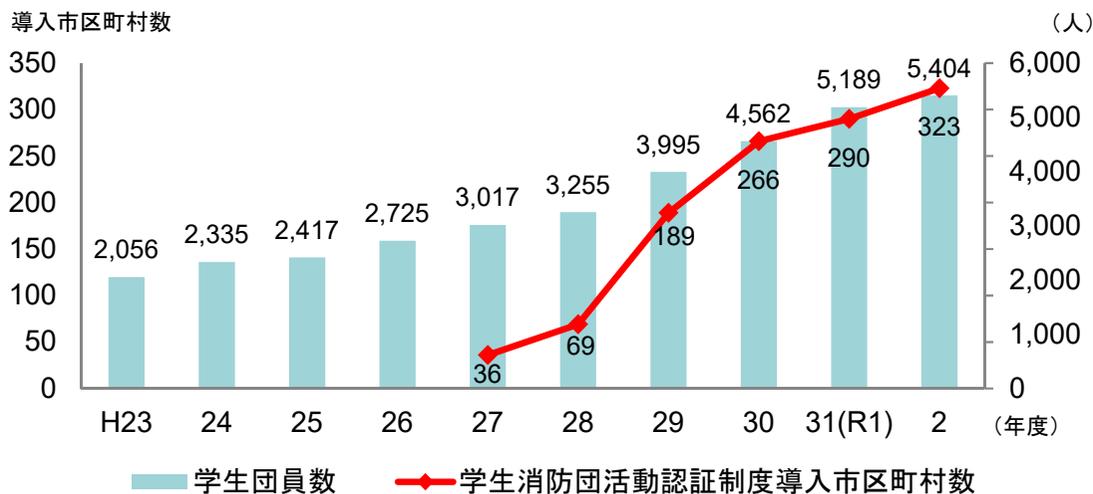
[注2] 機能別団員とは、災害の防除、被害軽減等に向けた特定の活動・役割に限った上で当該活動等を遂行する消防団員をいう。一方、基本団員とは、災害の防除、被害軽減等に向けた活動のすべてを遂行する消防団員をいう。

4 女性団員数の推移



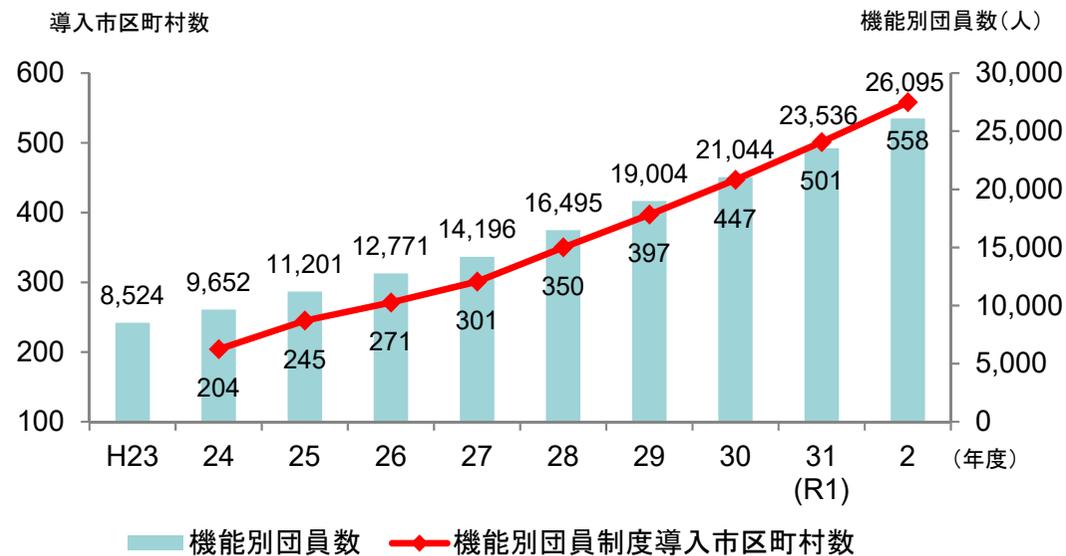
女性団員数は27,200人で全体の約3.3%。前年度より575人増加。

5 学生団員数の推移



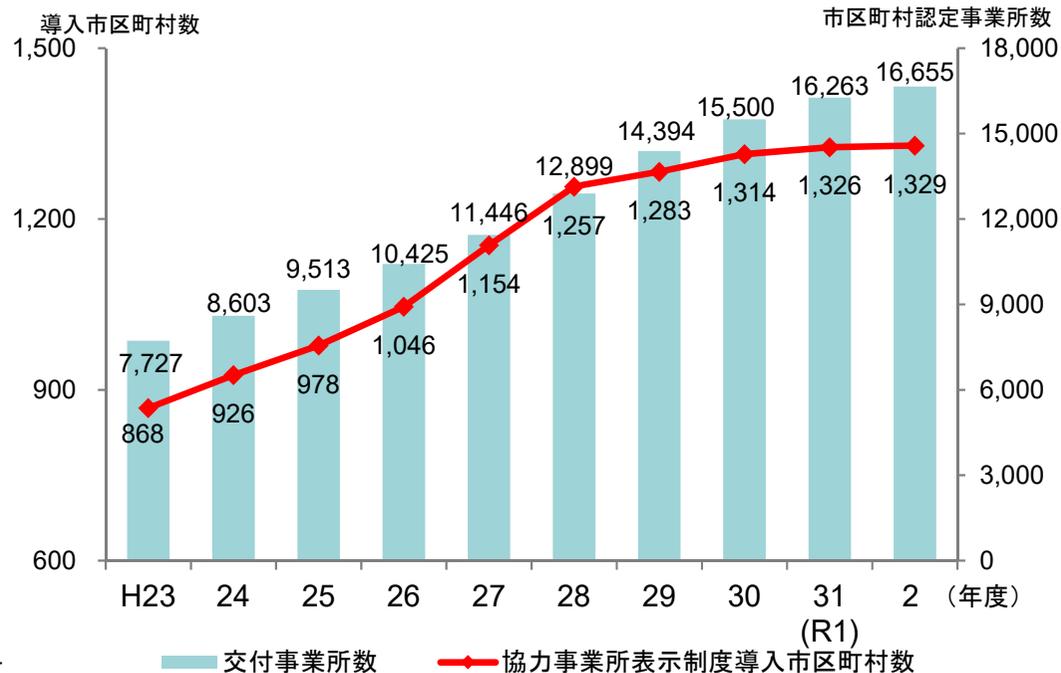
学生団員数は5,404人。前年度より215人増加。

6 機能別団員数の推移



機能別団員数は26,095人。前年度より2,559人増加。

7 消防団協力事業所数等の推移



都道府県別消防団員数の推移

資料2

各年4月1日現在

都道府県	消防団数	R2 条例定数	R2 実員数	人口10万人あたり 団員数	H31(R1) 実員数	R2-H31(R1)
1 北海道	207	28,338	24,351	462	24,827	▲ 476
2 青森県	41	21,037	18,013	1,412	18,271	▲ 258
3 岩手県	33	25,546	20,908	1,692	21,254	▲ 346
4 宮城県	42	21,745	18,666	814	19,076	▲ 410
5 秋田県	25	18,494	15,894	1,613	16,275	▲ 381
6 山形県	35	26,130	23,971	2,215	24,550	▲ 579
7 福島県	59	36,282	32,056	1,703	32,604	▲ 548
8 茨城県	44	25,428	22,055	755	22,511	▲ 456
9 栃木県	29	16,085	14,357	730	14,488	▲ 131
10 群馬県	35	12,699	11,244	571	11,413	▲ 169
11 埼玉県	64	15,621	13,934	189	14,039	▲ 105
12 千葉県	48	28,259	24,692	391	25,084	▲ 392
13 東京都	98	26,653	22,077	160	22,064	13
14 神奈川県	59	20,173	18,202	198	18,728	▲ 526
15 新潟県	30	38,960	35,462	1,586	36,421	▲ 959
16 富山県	15	10,175	9,252	876	9,332	▲ 80
17 石川県	23	5,946	5,398	474	5,405	▲ 7
18 福井県	18	6,131	5,814	745	5,824	▲ 10
19 山梨県	27	15,952	14,655	1,773	14,787	▲ 132
20 長野県	77	36,264	33,326	1,597	34,044	▲ 718
21 岐阜県	44	22,134	20,153	992	20,733	▲ 580
22 静岡県	35	21,461	18,486	498	19,265	▲ 779
23 愛知県	345	26,029	22,764	300	23,186	▲ 422
24 三重県	29	14,307	13,075	721	13,357	▲ 282
25 滋賀県	19	9,578	8,909	627	8,965	▲ 56
26 京都府	55	19,286	17,217	676	17,652	▲ 435
27 大阪府	44	11,318	10,340	117	10,446	▲ 106
28 兵庫県	62	43,827	41,141	741	41,747	▲ 606
29 奈良県	39	8,898	8,075	596	8,172	▲ 97
30 和歌山県	30	12,452	11,590	1,215	11,694	▲ 104
31 鳥取県	19	5,214	4,837	862	4,865	▲ 28
32 島根県	19	13,102	11,553	1,701	11,817	▲ 264
33 岡山県	27	29,732	27,120	1,425	27,364	▲ 244
34 広島県	30	23,388	21,199	750	21,542	▲ 343
35 山口県	19	14,428	12,793	934	12,912	▲ 119
36 徳島県	27	11,577	10,588	1,426	10,660	▲ 72
37 香川県	17	8,264	7,635	778	7,629	6
38 愛媛県	20	21,465	19,613	1,433	19,906	▲ 293
39 高知県	34	8,733	7,908	1,115	8,020	▲ 112
40 福岡県	73	26,809	24,509	478	24,753	▲ 244
41 佐賀県	20	19,191	18,469	2,242	18,724	▲ 255
42 長崎県	21	21,113	19,193	1,421	19,437	▲ 244
43 熊本県	45	34,981	31,567	1,784	32,225	▲ 658
44 大分県	18	16,154	14,412	1,252	14,633	▲ 221
45 宮崎県	26	15,575	14,163	1,292	14,439	▲ 276
46 鹿児島県	43	16,717	15,121	928	15,079	42
47 沖縄県	30	2,116	1,721	116	1,763	▲ 42
全国計	2,199	913,767	818,478	644	831,982	▲ 13,504

※人口は本年1月1日住民基本台帳人口による

消防団員数等一覧表(女性・学生・機能別団員数)

資料3

令和2年4月1日現在

都道府県	女性団員数	学生団員数	機能別団員数
北海道	1,971	105	196
青森県	526	26	439
岩手県	490	26	1,272
宮城県	474	77	351
秋田県	415	90	1,045
山形県	409	19	590
福島県	381	4	1,232
茨城県	538	20	381
栃木県	269	28	791
群馬県	166	90	296
埼玉県	733	223	246
千葉県	631	192	910
東京都	2,867	991	639
神奈川県	1,657	354	154
新潟県	698	285	713
富山県	459	33	368
石川県	174	21	305
福井県	344	17	271
山梨県	198	23	384
長野県	1,140	46	1,054
岐阜県	578	156	1,931
静岡県	388	59	568
愛知県	934	613	2,041
三重県	484	59	471
滋賀県	191	30	55
京都府	775	287	441
大阪府	261	66	863
兵庫県	562	183	324
奈良県	334	24	76
和歌山県	319	17	180
鳥取県	153	9	36
島根県	270	8	92
岡山県	617	73	626
広島県	562	74	167
山口県	680	159	174
徳島県	323	40	210
香川県	218	74	138
愛媛県	644	184	737
高知県	301	6	163
福岡県	934	220	753
佐賀県	452	2	954
長崎県	373	35	393
熊本県	796	159	1,719
大分県	296	17	465
宮崎県	421	48	579
鹿児島県	612	116	254
沖縄県	182	16	48
全国計	27,200	5,404	26,095

※上記の3項目(女性団員数、学生団員数、機能別団員数)に複数該当する消防団員(例えば、女性団員であり、かつ機能別団員でもある消防団員)については、各項目にそれぞれ、重複して計上している

職業構成別消防団員数

資料4

令和2年4月1日現在

都道府県	公務員	特殊法人等	郵政	学生	その他
北海道	857	939	186	105	22,264
青森県	990	744	93	26	16,160
岩手県	1,828	969	139	26	17,946
宮城県	306	535	88	77	17,660
秋田県	817	624	122	90	14,241
山形県	1,809	1,033	171	19	20,939
福島県	2,304	994	211	4	28,543
茨城県	1,767	679	128	20	19,461
栃木県	1,275	452	70	28	12,532
群馬県	1,191	495	69	90	9,399
埼玉県	1,421	413	100	223	11,777
千葉県	2,264	561	220	192	21,455
東京都	1,107	388	128	991	19,463
神奈川県	791	293	128	354	16,636
新潟県	1,780	1,292	319	285	31,786
富山県	350	414	42	33	8,413
石川県	379	285	52	21	4,661
福井県	419	312	34	17	5,032
山梨県	1,983	592	173	23	11,884
長野県	3,744	1,300	283	46	27,953
岐阜県	1,899	726	145	156	17,227
静岡県	1,465	585	123	59	16,254
愛知県	2,093	509	128	613	19,421
三重県	1,148	420	94	59	11,354
滋賀県	694	289	67	30	7,829
京都府	1,604	423	156	287	14,747
大阪府	699	219	82	66	9,274
兵庫県	3,239	1,088	304	183	36,327
奈良県	919	166	78	24	6,888
和歌山県	783	414	74	17	10,302
鳥取県	699	233	28	9	3,868
島根県	1,242	670	125	8	9,508
岡山県	2,660	943	274	73	23,170
広島県	1,804	834	247	74	18,240
山口県	1,115	568	144	159	10,807
徳島県	1,009	320	98	40	9,121
香川県	646	423	51	74	6,441
愛媛県	1,864	1,015	272	184	16,278
高知県	737	531	71	6	6,563
福岡県	2,705	928	143	220	20,513
佐賀県	2,045	595	119	2	15,708
長崎県	1,774	797	219	35	16,368
熊本県	3,553	825	233	159	26,797
大分県	1,699	602	144	17	11,950
宮崎県	1,656	871	102	48	11,486
鹿児島県	1,226	496	102	116	13,181
沖縄県	562	66	15	16	1,062
全国計	68,921	28,870	6,394	5,404	708,889

在勤者又は通学者の入団を認めている市区町村数及び定年制(階級:団員)を設けていない市区町村数一覧表

資料5

令和2年4月1日現在

都道府県	市区町村数	在勤者の入団を認めている市区町村数		通学者の入団を認めている市区町村数		定年制(階級:団員)を設けていない市区町村数	
		数	比率	数	比率	数	比率
北海道	179	107	59.8%	30	16.8%	102	57.0%
青森県	40	31	77.5%	6	15.0%	3	7.5%
岩手県	33	31	93.9%	13	39.4%	32	97.0%
宮城県	35	26	74.3%	5	14.3%	23	65.7%
秋田県	25	19	76.0%	7	28.0%	6	24.0%
山形県	35	19	54.3%	12	34.3%	34	97.1%
福島県	59	35	59.3%	10	16.9%	47	79.7%
茨城県	44	43	97.7%	19	43.2%	40	90.9%
栃木県	25	22	88.0%	11	44.0%	19	76.0%
群馬県	35	35	100.0%	15	42.9%	31	88.6%
埼玉県	63	61	96.8%	38	60.3%	56	88.9%
千葉県	54	50	92.6%	30	55.6%	48	88.9%
東京都	40	35	87.5%	20	50.0%	22	55.0%
神奈川県	33	27	81.8%	11	33.3%	29	87.9%
新潟県	30	29	96.7%	15	50.0%	25	83.3%
富山県	15	15	100.0%	3	20.0%	3	20.0%
石川県	19	19	100.0%	11	57.9%	18	94.7%
福井県	17	17	100.0%	12	70.6%	13	76.5%
山梨県	27	26	96.3%	2	7.4%	24	88.9%
長野県	77	57	74.0%	25	32.5%	55	71.4%
岐阜県	42	38	90.5%	9	21.4%	37	88.1%
静岡県	35	30	85.7%	13	37.1%	26	74.3%
愛知県	54	50	92.6%	19	35.2%	46	85.2%
三重県	29	18	62.1%	8	27.6%	26	89.7%
滋賀県	19	19	100.0%	6	31.6%	17	89.5%
京都府	26	21	80.8%	7	26.9%	25	96.2%
大阪府	43	28	65.1%	12	27.9%	32	74.4%
兵庫県	41	27	65.9%	12	29.3%	36	87.8%
奈良県	39	27	69.2%	14	35.9%	29	74.4%
和歌山県	30	19	63.3%	6	20.0%	22	73.3%
鳥取県	19	14	73.7%	5	26.3%	14	73.7%
島根県	19	17	89.5%	8	42.1%	17	89.5%
岡山県	27	21	77.8%	7	25.9%	21	77.8%
広島県	23	19	82.6%	11	47.8%	14	60.9%
山口県	19	14	73.7%	7	36.8%	9	47.4%
徳島県	24	22	91.7%	3	12.5%	19	79.2%
香川県	17	14	82.4%	6	35.3%	6	35.3%
愛媛県	20	18	90.0%	5	25.0%	17	85.0%
高知県	34	28	82.4%	8	23.5%	28	82.4%
福岡県	60	57	95.0%	18	30.0%	44	73.3%
佐賀県	20	17	85.0%	5	25.0%	17	85.0%
長崎県	21	19	90.5%	9	42.9%	16	76.2%
熊本県	45	38	84.4%	12	26.7%	39	86.7%
大分県	18	12	66.7%	6	33.3%	13	72.2%
宮崎県	26	25	96.2%	16	61.5%	20	76.9%
鹿児島県	43	24	55.8%	5	11.6%	35	81.4%
沖縄県	41	32	78.0%	8	19.5%	34	82.9%
全国計	1,719	1,372	79.8%	540	31.4%	1,289	75.0%

※東京都特別区は1団体として計上

学生消防団活動認証制度、消防団協力事業所表示制度の導入状況等

資料6

令和2年4月1日現在

都道府県	学生消防団活動認証制度	消防団協力事業所表示制度			
	導入市区町村数	導入 市区町村数	導入率	市区町村協力 事業所表示証 交付事業所数	うち、消防庁認 定協力事業所
北海道	21	168	93.9%	743	44
青森県	5	37	92.5%	319	25
岩手県	4	26	78.8%	378	37
宮城県	7	31	88.6%	471	18
秋田県	8	22	88.0%	372	51
山形県	2	35	100.0%	470	17
福島県	1	22	37.3%	241	22
茨城県	6	43	97.7%	252	2
栃木県	6	18	72.0%	396	7
群馬県	8	16	45.7%	86	2
埼玉県	36	63	100.0%	138	2
千葉県	7	54	100.0%	278	6
東京都	11	13	32.5%	498	15
神奈川県	16	28	84.8%	440	13
新潟県	4	29	96.7%	1,384	145
富山県	3	15	100.0%	430	19
石川県	4	19	100.0%	181	17
福井県	17	17	100.0%	267	16
山梨県	4	27	100.0%	225	6
長野県	8	77	100.0%	1,159	27
岐阜県	12	42	100.0%	1,461	26
静岡県	7	35	100.0%	882	9
愛知県	24	34	63.0%	345	9
三重県	5	28	96.6%	235	10
滋賀県	2	10	52.6%	107	3
京都府	12	26	100.0%	226	7
大阪府	6	9	20.9%	10	1
兵庫県	3	22	53.7%	312	20
奈良県	4	5	12.8%	12	0
和歌山県	2	10	33.3%	39	2
鳥取県	1	10	52.6%	35	0
島根県	2	19	100.0%	274	5
岡山県	6	21	77.8%	261	11
広島県	6	22	95.7%	433	3
山口県	5	19	100.0%	192	21
徳島県	1	19	79.2%	239	10
香川県	1	7	41.2%	60	1
愛媛県	8	20	100.0%	159	24
高知県	7	34	100.0%	394	16
福岡県	7	60	100.0%	816	23
佐賀県	1	4	20.0%	68	11
長崎県	0	21	100.0%	431	44
熊本県	3	33	73.3%	313	5
大分県	3	8	44.4%	226	1
宮崎県	5	15	57.7%	72	16
鹿児島県	6	25	58.1%	320	17
沖縄県	6	11	26.8%	5	0
全国計	323	1,329	77.3%	16,655	786

※東京都特別区は1団体として計上

都道府県別年額報酬条例平均額一覧表(階級:団員)

資料7

各年4月1日現在

都道府県	R2	H31(R1)	R2-H31(R1)
北海道	32,275	32,208	67
青森県	15,403	15,403	0
岩手県	23,839	23,658	181
宮城県	34,115	33,724	391
秋田県	20,116	20,116	0
山形県	17,440	17,440	0
福島県	26,654	26,519	135
茨城県	26,868	26,791	77
栃木県	45,700	45,700	0
群馬県	41,137	40,651	486
埼玉県	61,297	61,202	95
千葉県	28,944	28,787	157
東京都	61,549	61,259	290
神奈川県	40,930	40,461	469
新潟県	22,527	22,333	194
富山県	26,267	26,267	0
石川県	37,926	37,926	0
福井県	18,750	18,750	0
山梨県	13,333	12,259	1,074
長野県	18,317	18,292	25
岐阜県	29,602	29,531	71
静岡県	31,560	31,217	343
愛知県	36,509	36,428	81
三重県	29,776	29,155	621
滋賀県	27,705	27,705	0
京都府	27,942	27,942	0
大阪府	34,367	34,220	147
兵庫県	16,995	16,744	251
奈良県	38,400	39,028	-628
和歌山県	26,033	26,033	0
鳥取県	35,111	35,005	106
島根県	22,237	22,237	0
岡山県	16,063	16,063	0
広島県	21,243	21,243	0
山口県	29,211	29,105	106
徳島県	17,958	17,917	41
香川県	40,664	40,692	-28
愛媛県	24,310	23,810	500
高知県	33,836	33,836	0
福岡県	29,835	29,802	33
佐賀県	15,585	15,050	535
長崎県	29,867	29,867	0
熊本県	23,636	23,496	140
大分県	22,694	22,389	305
宮崎県	37,085	37,085	0
鹿児島県	42,330	42,330	0
沖縄県	33,315	33,241	74
全国平均	30,925	30,801	124

※表中の金額は単純平均額

※交付税算入額は36,500円/団員

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
北海道	
札幌市	35,500
函館市	36,500
小樽市	28,500
旭川市	36,000
室蘭市	31,500
釧路市	27,600
帯広市	30,600
北見市	36,000
夕張市	16,000
岩見沢市	24,900
網走市	36,000
留萌市	31,500
苫小牧市	22,000
稚内市	28,000
美唄市	29,000
芦別市	31,000
江別市	30,500
赤平市	33,000
紋別市	36,500
士別市	48,000
名寄市	38,400
三笠市	27,600
根室市	27,500
千歳市	34,000
滝川市	31,000
砂川市	32,000
歌志内市	55,200
深川市	36,100
富良野市	42,000
登別市	25,000
恵庭市	32,000
伊達市	27,500
北広島市	36,000
石狩市	36,500
北斗市	26,500
当別町	36,500
新篠津村	36,500
松前町	28,500
福島町	28,500
知内町	28,500
木古内町	28,500
七飯町	26,500
鹿部町	26,500
森町	25,000
八雲町	26,000
長万部町	25,000
江差町	28,500
上ノ国町	28,500
厚沢部町	28,500
乙部町	28,500
奥尻町	28,500
今金町	28,500
せたな町	28,500
島牧村	27,500
寿都町	27,500
黒松内町	27,500
蘭越町	30,000
二セコ町	30,000
真狩村	30,000

市区町村名	年額報酬(円)
留寿都村	30,000
喜茂別町	30,000
京極町	30,000
倶知安町	30,000
共和町	27,500
岩内町	27,500
泊村	27,500
神恵内村	27,500
積丹町	27,500
古平町	27,500
仁木町	27,500
余市町	27,500
赤井川村	27,500
南幌町	31,000
奈井江町	32,000
上砂川町	32,000
由仁町	31,000
長沼町	31,000
栗山町	31,000
月形町	24,900
浦臼町	32,000
新十津川町	31,000
妹背牛町	36,100
秩父別町	36,100
雨竜町	31,000
北竜町	36,100
沼田町	36,100
鷹栖町	35,000
東神楽町	40,000
当麻町	40,000
比布町	40,000
愛別町	40,000
上川町	35,000
東川町	40,000
美瑛町	40,000
上富良野町	66,000
中富良野町	66,000
南富良野町	42,000
占冠村	42,000
和寒町	48,000
剣淵町	48,000
下川町	38,400
美深町	38,400
音威子府村	38,400
中川町	38,400
幌加内町	48,000
増毛町	30,000
小平町	31,500
苫前町	28,000
羽幌町	28,000
初山別村	28,000
遠別町	28,000
天塩町	28,000
猿払村	28,000
浜頓別町	28,000
中頓別町	28,000
枝幸町	28,000
豊富町	28,000
礼文町	28,000
利尻町	28,000

市区町村名	年額報酬(円)
利尻富士町	28,000
幌延町	28,000
美幌町	36,500
津別町	36,500
斜里町	36,500
清里町	36,500
小清水町	36,500
訓子府町	36,000
置戸町	36,000
佐呂間町	36,000
遠軽町	36,000
湧別町	36,000
滝上町	36,500
興部町	36,500
西興部村	36,500
雄武町	36,500
大空町	36,000
豊浦町	27,500
壮瞥町	27,500
白老町	26,000
厚真町	28,000
洞爺湖町	27,500
安平町	28,000
むかわ町	28,000
日高町	33,500
平取町	33,500
新冠町	33,500
浦河町	33,500
様似町	33,500
えりも町	33,500
新ひだか町	33,500
音更町	31,000
士幌町	31,000
上士幌町	31,000
鹿追町	31,000
新得町	30,000
清水町	30,000
芽室町	30,000
中札内村	30,000
更別村	30,000
大樹町	30,000
広尾町	30,000
幕別町	32,000
池田町	32,000
豊頃町	32,000
本別町	30,000
足寄町	32,000
陸別町	30,000
浦幌町	32,000
釧路町	32,500
厚岸町	32,500
浜中町	32,500
標茶町	31,000
弟子屈町	31,000
鶴居村	31,000
白糠町	29,400
別海町	28,000
中標津町	28,000
標津町	28,000
羅臼町	28,000

市区町村名	年額報酬(円)
青森県	
青森市	22,100
弘前市	24,000
八戸市	24,000
黒石市	13,200
五所川原市	15,600
十和田市	20,000
三沢市	16,000
むつ市	14,500
つがる市	10,000
平川市	18,000
平内町	21,000
今別町	12,000
蓬田村	12,000
外ヶ浜町	20,000
鱒ヶ沢町	12,000
深浦町	12,000
西目屋村	19,000
藤崎町	19,000
大鰐町	20,000
田舎館村	14,500
板柳町	10,000
鶴田町	10,000
中泊町	10,000
野辺地町	13,500
七戸町	13,500
六戸町	13,500
横浜町	13,500
東北町	13,500
六ヶ所村	31,000
おいらせ町	13,500
大間町	14,000
東通村	12,000
風間浦村	14,000
佐井村	13,000
三戸町	13,700
五戸町	13,700
田子町	13,700
南部町	13,700
階上町	13,700
新郷村	13,700
岩手県	
盛岡市	24,000
宮古市	24,000
大船渡市	26,000
花巻市	22,500
北上市	24,000
久慈市	23,000
遠野市	23,100
一関市	25,000
陸前高田市	23,500
釜石市	29,000
二戸市	20,000
八幡平市	21,300
奥州市	36,000
滝沢市	21,000
雫石町	21,000
葛巻町	23,000
岩手町	21,000
紫波町	23,000

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
矢巾町	21,500
西和賀町	24,000
金ヶ崎町	36,000
平泉町	24,500
住田町	26,500
大槌町	22,800
山田町	24,000
岩泉町	24,000
田野畑村	24,000
普代村	21,000
軽米町	24,000
野田村	20,000
九戸村	20,000
洋野町	24,000
一戸町	20,000
宮城県	
仙台市	33,000
石巻市	22,400
塩竈市	36,500
気仙沼市	27,500
白石市	13,500
名取市	56,000
角田市	26,500
多賀城市	22,400
岩沼市	41,700
登米市	28,000
栗原市	28,000
東松島市	45,000
大崎市	33,000
富谷市	36,000
蔵王町	47,800
七ヶ宿町	35,000
大河原町	30,500
村田町	22,100
柴田町	31,600
川崎町	43,300
丸森町	30,000
巨理町	42,000
山元町	42,000
松島町	24,000
七ヶ浜町	24,000
利府町	35,000
大和町	34,000
大郷町	34,000
大衡村	48,000
色麻町	37,000
加美町	35,000
涌谷町	43,100
美里町	48,000
女川町	日額6,400
南三陸町	24,000
秋田県	
秋田市	22,000
能代市	19,200
横手市	16,500
大館市	15,000
男鹿市	15,000
湯沢市	16,000
鹿角市	19,100
由利本荘市	24,000

市区町村名	年額報酬(円)
潟上市	15,000
大仙市	36,500
北秋田市	22,000
にかほ市	21,400
仙北市	30,000
小坂町	17,200
上小阿仁村	16,000
藤里町	18,400
三種町	21,100
八峰町	19,000
五城目町	20,000
八郎潟町	20,000
井川町	18,000
大潟村	27,500
美郷町	30,000
羽後町	12,000
東成瀬村	12,000
山形県	
山形市	25,500
米沢市	17,000
鶴岡市	20,000
酒田市	20,000
新庄市	17,000
寒河江市	16,800
上山市	17,000
村山市	18,000
長井市	17,000
天童市	16,500
東根市	16,400
尾花沢市	17,000
南陽市	16,500
山辺町	19,000
中山町	19,000
河北町	16,500
西川町	16,000
朝日町	16,500
大江町	17,000
大石田町	16,000
金山町	15,000
最上町	15,000
舟形町	15,000
真室川町	15,000
大蔵村	15,000
鮭川村	15,000
戸沢村	16,000
高島町	18,000
川西町	17,700
小国町	15,000
白鷹町	16,000
飯豊町	20,000
三川町	24,000
庄内町	19,000
遊佐町	20,000
福島県	
福島市	30,000
会津若松市	27,000
郡山市	35,500
いわき市	27,000
白河市	24,000
須賀川市	28,000

市区町村名	年額報酬(円)
喜多方市	29,000
相馬市	24,000
二本松市	26,000
田村市	31,000
南相馬市	27,000
伊達市	32,500
本宮市	24,000
桑折町	29,000
国見町	29,000
川俣町	35,000
大玉村	22,000
鏡石町	29,000
天栄村	28,000
下郷町	23,500
檜枝岐村	28,000
只見町	25,000
南会津町	27,000
北塩原村	32,000
西会津町	32,000
磐梯町	32,000
猪苗代町	32,000
会津坂下町	24,000
湯川村	26,000
柳津町	24,000
三島町	23,000
金山町	26,000
昭和村	23,000
会津美里町	32,000
西郷村	25,000
泉崎村	25,000
中島村	21,400
矢吹町	24,000
棚倉町	22,500
矢祭町	23,200
塙町	22,500
鮫川村	22,500
石川町	27,000
玉川村	26,000
平田村	26,000
浅川町	26,000
古殿町	28,000
三春町	25,000
小野町	26,500
広野町	25,000
楢葉町	24,000
富岡町	28,000
川内村	29,000
大熊町	29,000
双葉町	22,000
浪江町	22,500
葛尾村	24,000
新地町	24,000
飯館村	28,000
茨城県	
水戸市	30,000
日立市	30,000
土浦市	30,000
古河市	50,000
石岡市	28,000
結城市	34,000

市区町村名	年額報酬(円)
龍ヶ崎市	36,500
下妻市	37,000
常総市	41,000
常陸太田市	21,200
高萩市	15,000
北茨城市	24,000
笠間市	23,000
取手市	29,000
牛久市	30,000
つくば市	37,000
ひたちなか市	22,400
鹿嶋市	18,000
潮来市	18,000
守谷市	20,000
常陸大宮市	22,000
那珂市	33,300
筑西市	34,000
坂東市	30,000
稲敷市	12,000
かすみがうら市	27,000
桜川市	34,000
神栖市	18,000
行方市	20,000
鉾田市	20,000
つくばみらい市	47,000
小美玉市	25,000
茨城町	23,000
大洗町	28,000
城里町	20,000
東海村	25,000
大子町	21,000
美浦村	12,000
阿見町	20,000
河内町	12,000
八千代町	36,000
五霞町	42,800
境町	29,000
利根町	17,000
栃木県	
宇都宮市	38,000
足利市	48,000
栃木市	67,000
佐野市	53,000
鹿沼市	46,000
日光市	53,000
小山市	68,000
真岡市	47,000
大田原市	39,000
矢板市	36,500
那須塩原市	39,000
さくら市	45,000
那須烏山市	30,000
下野市	65,000
上三川町	60,000
益子町	35,000
茂木町	28,000
市貝町	28,000
芳賀町	40,000
壬生町	80,000
野木町	61,000

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
塩谷町	38,000
高根沢町	40,000
那須町	27,000
那珂川町	31,000
群馬県	
前橋市	43,000
高崎市	44,000
桐生市	49,500
伊勢崎市	60,800
太田市	72,000
沼田市	40,000
館林市	55,000
渋川市	47,000
藤岡市	45,000
富岡市	77,000
安中市	46,000
みどり市	50,000
榛東村	28,800
吉岡町	43,000
上野村	29,000
神流町	28,700
下仁田町	26,000
南牧村	26,000
甘楽町	31,000
中之条町	32,000
長野原町	23,700
嬬恋村	30,000
草津町	16,000
高山村	28,000
東吾妻町	27,000
片品村	33,000
川場村	20,000
昭和村	19,000
みなかみ町	24,000
玉村町	57,300
板倉町	55,000
明和町	55,000
千代田町	55,000
大泉町	68,000
邑楽町	55,000
埼玉県	
さいたま市	36,500
川越市	69,000
熊谷市	56,000
川口市	36,500
行田市	48,000
秩父市	42,000
所沢市	72,000
飯能市	70,000
加須市	46,700
本庄市	36,500
東松山市	75,000
春日部市	78,000
狭山市	67,200
羽生市	45,000
鴻巣市	50,400
深谷市	62,000
上尾市	47,500
草加市	56,500
越谷市	53,100

市区町村名	年額報酬(円)
蕨市	40,000
戸田市	61,000
入間市	73,000
朝霞市	78,000
志木市	86,400
和光市	78,000
新座市	78,000
桶川市	46,800
久喜市	57,000
北本市	55,700
八潮市	51,600
富士見市	70,000
三郷市	56,500
蓮田市	73,800
坂戸市	115,000
幸手市	60,000
鶴ヶ島市	115,000
日高市	82,000
吉川市	52,000
ふじみ野市	70,000
白岡市	52,200
伊奈町	46,800
三芳町	70,000
毛呂山町	68,000
越生町	68,000
滑川町	75,000
嵐山町	75,000
小川町	75,000
川島町	69,000
吉見町	75,000
鳩山町	68,000
ときがわ町	75,000
横瀬町	36,500
皆野町	40,000
長瀬町	40,000
小鹿野町	36,500
東秩父村	75,000
美里町	36,500
神川町	36,500
上里町	36,500
寄居町	62,000
宮代町	74,100
杉戸町	71,400
松伏町	52,000
千葉県	
千葉市	31,000
銚子市	30,000
市川市	36,500
船橋市	36,500
館山市	36,000
木更津市	27,000
松戸市	36,500
野田市	36,500
茂原市	22,000
成田市	27,000
佐倉市	36,000
東金市	24,000
旭市	25,000
習志野市	40,000
柏市	36,500

市区町村名	年額報酬(円)
勝浦市	28,000
市原市	36,500
流山市	36,500
八千代市	28,000
我孫子市	36,500
鴨川市	26,500
鎌ヶ谷市	36,500
君津市	29,000
富津市	21,000
浦安市	50,000
四街道市	32,000
袖ヶ浦市	36,000
八街市	25,000
印西市	28,000
白井市	28,000
富里市	27,000
南房総市	46,000
匝瑳市	20,000
香取市	20,000
山武市	20,000
いすみ市	26,000
大網白里市	26,000
酒々井町	35,000
栄町	27,000
神崎町	20,000
多古町	20,000
東庄町	20,000
九十九里町	18,000
芝山町	24,000
横芝光町	20,000
一宮町	22,000
睦沢町	22,000
長生村	22,000
白子町	22,000
長柄町	22,000
長南町	22,000
大多喜町	32,000
御宿町	28,000
鋸南町	44,000
東京都	
特別区	42,500
八王子市	85,000
立川市	93,500
武蔵野市	83,600
三鷹市	100,800
青梅市	70,500
府中市	132,000
昭島市	96,000
調布市	96,000
町田市	103,000
小金井市	144,000
小平市	174,000
日野市	90,000
東村山市	117,600
国分寺市	114,000
国立市	81,950
福生市	64,000
狛江市	98,400
東大和市	76,000
清瀬市	118,000

市区町村名	年額報酬(円)
東久留米市	87,000
武蔵村山市	76,000
多摩市	80,200
稲城市	83,000
羽村市	65,500
あきる野市	63,500
西東京市	102,000
瑞穂町	45,000
日の出町	39,000
檜原村	45,000
奥多摩町	45,000
大島町	26,000
利島村	40,000
新島村	10,000
神津島村	10,000
三宅村	13,000
御蔵島村	20,000
八丈町	15,000
青ヶ島村	20,000
小笠原村	15,000
神奈川県	
横浜市	34,000
川崎市	36,500
相模原市	35,000
横須賀市	35,000
平塚市	27,600
鎌倉市	31,200
藤沢市	31,300
小田原市	36,500
茅ヶ崎市	32,000
逗子市	31,000
三浦市	37,500
秦野市	36,500
厚木市	39,500
大和市	41,500
伊勢原市	43,000
海老名市	41,200
座間市	89,400
南足柄市	41,200
綾瀬市	48,800
葉山町	32,000
寒川町	47,700
大磯町	33,000
二宮町	34,000
中井町	50,000
大井町	62,000
松田町	49,800
山北町	47,000
開成町	52,000
箱根町	36,500
真鶴町	19,000
湯河原町	30,000
愛川町	64,000
清川村	45,000
新潟県	
新潟市	23,000
長岡市	23,500
三条市	21,000
柏崎市	22,000
新発田市	20,000

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
小千谷市	21,500
加茂市	27,000
十日町市	22,000
見附市	21,000
村上市	24,400
燕市	23,000
糸魚川市	23,000
妙高市	22,000
五泉市	24,000
上越市	21,900
阿賀野市	14,000
佐渡市	25,000
魚沼市	21,500
南魚沼市	18,300
胎内市	17,800
聖籠町	27,000
弥彦村	22,000
田上町	21,000
阿賀町	17,000
出雲崎町	22,800
湯沢町	25,000
津南町	22,000
刈羽村	22,000
関川村	24,100
粟島浦村	37,000
富山県	
富山市	22,000
高岡市	27,500
魚津市	36,500
氷見市	20,000
滑川市	36,500
黒部市	22,000
砺波市	21,000
小矢部市	22,000
南砺市	22,000
射水市	24,000
舟橋村	38,000
上市町	36,500
立山町	22,000
入善町	22,000
朝日町	22,000
石川県	
金沢市	30,000
七尾市	36,500
小松市	42,000
輪島市	20,000
珠洲市	20,000
加賀市	36,500
羽咋市	25,000
かほく市	40,000
白山市	50,000
能美市	75,000
野々市市	41,000
川北町	75,000
津幡町	45,600
内灘町	41,000
志賀町	25,000
宝達志水町	25,000
中能登町	36,500
穴水町	20,000

市区町村名	年額報酬(円)
能登町	36,500
福井県	
福井市	20,000
敦賀市	16,500
小浜市	18,000
大野市	20,000
勝山市	20,000
鯖江市	20,000
あわら市	21,000
越前市	18,000
坂井市	21,000
永平寺町	20,000
池田町	18,000
南越前町	18,000
越前町	20,000
美浜町	16,500
高浜町	18,000
おおい町	18,000
若狭町(旧三方)	16,500
若狭町(旧上中)	18,000
山梨県	
甲府市	17,000
富士吉田市	14,000
都留市	10,500
山梨市	10,000
大月市	4,000
韮崎市	15,000
南アルプス市	37,000
北杜市	12,500
甲斐市	24,000
笛吹市	20,000
上野原市	6,000
甲州市	10,000
中央市	25,000
市川三郷町	10,000
早川町	10,000
身延町	10,000
南部町	10,000
富士川町	10,000
昭和町	25,000
道志村	10,000
西桂町	15,000
忍野村	10,000
山中湖村	10,000
鳴沢村	10,000
富士河口湖町	10,000
小菅村	5,000
丹波山村	10,000
長野県	
長野市	18,000
松本市	19,100
上田市	14,200
岡谷市	26,700
飯田市	30,000
諏訪市	17,900
須坂市	21,400
小諸市	15,200
伊那市	20,100
駒ヶ根市	14,800
中野市	20,400

市区町村名	年額報酬(円)
大田市	18,800
飯山市	11,500
茅野市	23,000
塩尻市	20,000
佐久市	17,900
千曲市	17,100
東御市	15,000
安曇野市	20,000
小海町	16,500
川上村	21,000
南牧村	18,000
南相木村	33,200
北相木村	23,000
佐久穂町	18,000
軽井沢町	18,600
御代田町	19,000
立科町	13,000
青木村	12,000
長和町	10,000
下諏訪町	19,600
富士見町	20,000
原村	19,200
辰野町	12,000
箕輪町	12,000
飯島町	11,900
南箕輪村	13,000
中川村	11,900
宮田村	12,000
松川町	26,000
高森町	15,700
阿南町	33,500
阿智村	19,000
平谷村	17,000
根羽村	19,000
下條村	12,600
売木村	18,000
天龍村	10,500
泰阜村	21,000
喬木村	25,000
豊丘村	25,000
大鹿村	17,000
上松町	12,500
南木曾町	12,000
木祖村	16,000
王滝村	11,000
大桑村	12,000
木曾町	12,000
麻績村	15,800
生坂村	23,000
山形村	20,800
朝日村	21,300
筑北村	15,400
池田町	23,000
松川村	17,900
白馬村	20,000
小谷村	19,500
坂城町	21,800
小布施町	32,400
高山村	31,700
山ノ内町	12,400

市区町村名	年額報酬(円)
木島平村	12,400
野沢温泉村	28,200
信濃町	15,000
小川村	18,000
飯綱町	18,000
栄村	14,000
岐阜県	
岐阜市	36,500
大垣市	37,500
高山市	36,500
多治見市	33,000
関市	24,000
中津川市	23,000
美濃市	18,000
瑞浪市	36,000
羽島市	31,500
恵那市	21,700
美濃加茂市	33,000
土岐市	36,000
各務原市	36,500
可児市	37,000
山県市	32,500
瑞穂市	36,500
飛騨市	27,000
本巣市	36,500
郡上市	20,000
下呂市	23,100
海津市	32,000
岐南町	37,000
笠松町	36,500
養老町	36,500
垂井町	20,500
関ヶ原町	20,500
神戸町	25,000
輪之内町	24,000
安八町	25,000
揖斐川町	22,000
大野町	22,000
池田町	20,000
北方町	36,500
坂祝町	50,000
富加町	30,000
川辺町	27,000
七宗町	26,000
八百津町	27,000
白川町	42,000
東白川村	24,000
御嵩町	29,000
白川村	15,000
静岡県	
静岡市	36,500
浜松市	36,500
沼津市	36,500
熱海市	36,000
三島市	31,000
富士宮市	33,000
伊東市	36,500
島田市	30,000
富士市	33,000
磐田市	36,500

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
焼津市	30,000
掛川市	36,000
藤枝市	30,000
御殿場市	36,500
袋井市	36,500
下田市	20,000
裾野市	30,000
湖西市	36,500
伊豆市	25,000
御前崎市	55,000
菊川市	54,000
伊豆の国市	25,000
牧之原市	30,000
東伊豆町	29,000
河津町	20,000
南伊豆町	20,000
松崎町	20,000
西伊豆町	20,000
函南町	30,000
清水町	33,000
長泉町	36,000
小山町	36,500
吉田町	20,000
川根本町	20,000
森町	30,100
愛知県	
名古屋	27,900
豊橋市	36,500
岡崎市	36,500
一宮市	39,000
瀬戸市	39,000
半田市	38,800
春日井市	36,500
豊川市	38,000
津島市	31,000
碧南市	36,500
刈谷市	38,000
豊田市	36,500
安城市	37,600
西尾市	54,500
蒲郡市	47,000
犬山市	51,000
常滑市	35,000
江南市	45,000
小牧市	39,000
稲沢市	55,900
新城市	22,000
東海市	35,500
大府市	33,200
知多市	35,000
知立市	32,000
尾張旭市	55,100
高浜市	28,000
岩倉市	35,300
豊明市	41,200
日進市	36,500
田原市	54,000
愛西市	45,000
清須市	40,000
北名古屋	33,000

市区町村名	年額報酬(円)
弥富市	36,000
みよし市	18,600
あま市	36,000
長久手市	37,000
東郷町	30,000
豊山町	30,000
大口町	37,200
扶桑町	54,000
大治町	24,000
蟹江町	18,800
飛島村	38,000
阿久比町	25,000
東浦町	31,500
南知多町	22,500
美浜町	24,400
武豊町	32,500
幸田町	65,000
設楽町	28,000
東栄町	28,000
豊根村	30,000
三重県	
津市	28,000
四日市市	36,500
伊勢市	38,000
松阪市	30,000
桑名市	33,000
鈴鹿市	36,500
名張市	28,500
尾鷲市	12,000
亀山市	36,500
鳥羽市	25,500
熊野市	20,000
いなべ市	40,000
志摩市	31,000
伊賀市	15,000
木曾岬町	40,000
東員町	40,000
菰野町	70,000
朝日町	45,000
川越町	45,000
多気町	18,000
明和町	16,000
大台町	20,000
玉城町	31,000
度会町	30,000
大紀町	20,000
南伊勢町	27,000
紀北町	11,000
御浜町	20,000
紀宝町	20,000
滋賀県	
大津市	21,000
彦根市	36,500
長浜市	15,000
近江八幡市	15,000
草津市	15,500
守山市	15,000
栗東市	16,400
甲賀市	36,000
野洲市	15,000

市区町村名	年額報酬(円)
湖南市	43,000
高島市	37,000
東近江市	36,000
米原市	16,000
日野町	15,000
竜王町	16,000
愛荘町	70,000
豊郷町	35,000
甲良町	33,000
多賀町	40,000
京都府	
京都市	36,500
福知山市	22,500
舞鶴市	16,000
綾部市	17,000
宇治市	27,000
宮津市	18,500
亀岡市	18,000
城陽市	28,000
向日市	52,000
長岡京市	54,000
八幡市	28,000
京田辺市	28,000
京丹後市	19,000
南丹市	18,000
木津川市	18,000
大山崎町	47,000
久御山町	32,000
井手町	28,000
宇治田原町	28,000
笠置町	11,000
和束町	18,000
精華町	20,000
南山城村	14,000
京丹波町	17,000
伊根町	38,000
与謝野町	73,000
大阪府	
大阪市	日額12,000
堺市	35,000
岸和田市	27,000
豊中市	69,000
池田市	29,000
吹田市	23,700
泉大津市	36,000
高槻市	24,400
貝塚市	28,000
守口市	36,500
枚方市	28,800
茨木市	25,800
八尾市	33,000
泉佐野市	29,100
富田林市	36,600
寝屋川市	24,000
河内長野市	45,600
松原市	35,000
大東市	25,000
和泉市	27,000
箕面市	22,000
柏原市	32,000

市区町村名	年額報酬(円)
羽曳野市	32,000
門真市	27,600
摂津市	16,300
高石市	35,000
藤井寺市	37,000
東大阪市	30,000
泉南市	40,000
四條畷市	27,000
交野市	31,500
大阪狭山市	30,000
阪南市	45,000
島本町	32,000
豊能町	35,000
能勢町	27,500
忠岡町	40,000
熊取町	53,000
田尻町	55,000
岬町	52,000
太子町	41,000
河南町	43,000
千早赤阪村	41,000
兵庫県	
神戸市	42,500
姫路市	17,600
尼崎市	24,000
明石市	21,500
西宮市	35,200
洲本市	14,000
芦屋市	36,000
伊丹市	28,700
相生市	18,000
豊岡市	23,000
加古川市	16,000
赤穂市	15,000
西脇市	10,000
宝塚市	32,000
三木市	10,800
高砂市	14,000
川西市	42,000
小野市	15,000
三田市	15,000
加西市	11,000
丹波篠山市	13,000
養父市	13,000
丹波市	14,000
南あわじ市	10,000
朝来市	24,500
淡路市	12,000
宍粟市	10,000
加東市	11,000
たつの市	15,000
猪名川町	11,500
多可町	13,000
稲美町	5,500
播磨町	11,500
市川町	10,000
福崎町	10,000
神河町	10,000
太子町	10,000
上郡町	10,000

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
佐用町	10,000
香美町	15,500
新温泉町	16,000
奈良県	
奈良市	50,000
大和高田市	36,500
大和郡山市	43,900
天理市	41,000
橿原市	45,000
桜井市	22,000
五條市	30,000
御所市	50,000
生駒市	53,000
香芝市	70,000
葛城市	144,000
宇陀市	28,000
山添村	41,000
平群町	46,000
三郷町	64,900
斑鳩町	73,300
安堵町	52,000
川西町	41,000
三宅町	41,000
田原本町	41,000
曽爾村	20,000
御杖村	20,000
高取町	38,000
明日香村	50,000
上牧町	35,000
王寺町	62,200
広陵町	70,000
河合町	19,600
吉野町	13,000
大淀町	36,500
下市町	13,200
黒滝村	12,000
天川村	10,000
野迫川村	15,000
十津川村	26,000
下北山村	10,500
上北山村	10,000
川上村	13,000
東吉野村	10,000
和歌山県	
和歌山市	20,000
海南市	24,000
橋本市	30,000
有田市	25,000
御坊市	29,500
田辺市	28,500
新宮市	26,000
紀の川市	20,000
岩出市	25,000
紀美野町	19,000
かつらぎ町	25,000
九度山町	30,000
高野町	40,000
湯浅町	19,000
広川町	27,000
有田川町	18,000

市区町村名	年額報酬(円)
美浜町	30,000
日高町	27,000
由良町	26,000
印南町	30,000
みなべ町	28,000
日高川町	30,000
白浜町	25,000
上富田町	26,000
すさみ町	36,000
那智勝浦町	27,000
太地町	26,000
古座川町	25,000
北山村	18,000
串本町	21,000
鳥取県	
鳥取市	36,500
米子市	36,500
倉吉市	36,500
境港市	36,500
岩美町	9,700
若桜町	40,000
智頭町	10,500
八頭町	40,000
三朝町	14,000
湯梨浜町	36,400
琴浦町	43,700
北栄町	36,400
日吉津村	54,000
大山町	52,500
南部町	31,600
伯耆町	39,000
日南町	40,000
日野町	40,000
江府町	33,300
島根県	
松江市	32,500
浜田市	19,000
出雲市	17,500
益田市	20,000
大田市	19,000
安来市	20,000
江津市	18,600
雲南市	35,500
奥出雲町	34,500
飯南町	25,000
川本町	22,000
美郷町	22,000
邑南町	22,000
津和野町	27,500
吉賀町	27,100
海士町	14,500
西ノ島町	14,500
知夫村	14,500
隠岐の島町	16,800
岡山県	
岡山市	21,000
倉敷市	32,000
津山市	12,500
玉野市	17,000
笠岡市	19,500

市区町村名	年額報酬(円)
井原市	14,500
総社市	20,000
高梁市	18,500
新見市	14,000
備前市	15,000
瀬戸内市	20,000
赤磐市	15,000
真庭市	10,000
美作市	10,000
浅口市	20,000
和気町	15,000
早島町	24,000
早庄町	16,200
矢掛町	15,000
新庄村	10,000
鏡野町	14,000
勝央町	12,000
奈義町	15,500
西粟倉村	10,000
久米南町	14,500
美咲町	17,000
吉備中央町	11,500
広島県	
広島市	36,000
呉市	36,000
竹原市	14,000
三原市	16,000
尾道市	20,000
福山市	36,500
府中市	14,000
三次市	16,000
庄原市	14,000
大竹市	18,500
東広島市	22,000
廿日市市	26,000
安芸高田市	32,000
江田島市	26,000
府中町	23,200
海田町	18,600
熊野町	16,600
坂町	16,200
安芸太田町	19,000
北広島町	19,000
大崎上島町	13,400
世羅町	17,100
神石高原町	18,500
山口県	
下関市	36,500
宇部市	36,500
山口市	36,500
萩市	36,000
防府市	33,500
下松市	34,500
岩国市	31,500
光市	32,500
長門市	20,000
柳井市	36,500
美祢市	19,000
周南市	34,500
山陽小野田市	36,500

市区町村名	年額報酬(円)
周防大島町	16,000
和木町	36,500
上関町	10,000
田布施町	16,000
平生町	16,000
阿武町	36,500
徳島県	
徳島市	36,500
鳴門市	13,500
小松島市	15,000
阿南市	10,000
吉野川市	13,000
阿波市	17,500
美馬市	11,500
三好市	8,000
勝浦町	20,400
上勝町	10,000
佐那河内村	10,000
石井町	20,000
神山町	13,000
那賀町	14,100
牟岐町	23,000
美波町	23,000
海陽町	23,000
松茂町	32,000
北島町	32,000
藍住町	32,000
板野町	20,000
上板町	10,000
つるぎ町	11,500
東みよし町	12,000
香川県	
高松市	32,400
丸亀市	35,000
坂出市	23,700
善通寺市	33,000
観音寺市	33,000
さぬき市	31,000
東かがわ市	31,000
三豊市	32,000
土庄町	17,000
小豆島町	17,000
三木町	45,000
直島町	79,000
宇多津町	59,000
綾川町	103,000
琴平町	38,000
多度津町	45,696
まんのう町	36,500
愛媛県	
松山市	26,500
今治市	31,800
宇和島市	23,000
八幡浜市	23,400
新居浜市	27,400
西条市	24,600
大洲市	25,000
伊予市	24,500
四国中央市	25,100
西予市	20,000

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
東温市	21,000
上島町	29,000
久万高原町	29,000
松前町	22,900
砥部町	26,000
内子町	20,000
伊方町	24,000
松野町	20,000
鬼北町	23,000
愛南町	20,000
高知県	
高知市	30,500
室戸市	37,000
安芸市	36,500
南国市	43,000
土佐市	36,000
須崎市	32,000
宿毛市	34,000
土佐清水市	34,000
四万十市	35,000
香南市	44,500
香美市	32,000
東洋町	日額6300
奈半利町	36,500
田野町	36,500
安田町	36,500
北川村	36,500
馬路村	36,500
芸西村	50,000
本山町	22,000
大豊町	22,000
土佐町	22,000
大川村	36,000
いの町	36,000
仁淀川町	26,000
中土佐町	49,000
佐川町	26,000
越知町	26,000
梶原町	31,000
日高村	37,800
津野町	40,000
四万十町	32,000
大月町	26,000
三原村	22,800
黒潮町	35,000
福岡県	
北九州市	36,500
福岡市	36,500
大牟田市	36,500
久留米市	36,500
直方市	36,500
飯塚市	20,100
田川市	20,400
柳川市	43,100
八女市	36,500
筑後市	38,500
大川市	43,000
行橋市	21,400
豊前市	25,000
中間市	18,300

市区町村名	年額報酬(円)
小郡市	42,000
筑紫野市	29,000
春日市	29,900
大野城市	29,500
宗像市	37,000
太宰府市	22,000
古賀市	28,000
福津市	37,000
うきは市	38,000
宮若市	32,000
嘉麻市	20,000
朝倉市	23,000
みやま市	37,200
糸島市	35,500
那珂川市	22,500
宇美町	28,000
篠栗町	28,000
志免町	28,000
須恵町	28,000
新宮町	28,000
久山町	28,000
粕屋町	28,000
芦屋町	83,800
水巻町	37,000
岡垣町	39,000
遠賀町	41,000
小竹町	27,900
鞍手町	31,500
桂川町	21,000
筑前町	23,900
東峰村	26,300
大刀洗町	32,400
大木町	44,000
広川町	32,900
香春町	19,000
添田町	24,000
糸田町	18,000
川崎町	17,000
大任町	18,000
赤村	19,000
福智町	17,000
苅田町	25,000
みやこ町	16,000
吉富町	25,500
上毛町	23,500
築上町	20,000
佐賀県	
佐賀市	13,000
唐津市	20,400
鳥栖市	41,000
多久市	17,000
伊万里市	11,600
武雄市	16,300
鹿島市	12,300
小城市	12,000
嬉野市	19,000
神埼市	12,800
吉野ヶ里町	12,000
基山町	12,000
上峰町	12,000

市区町村名	年額報酬(円)
みやき町	10,000
玄海町	21,000
有田町	11,200
大町町	13,800
江北町	15,000
白石町	15,000
太良町	14,300
長崎県	
長崎市	36,500
佐世保市	36,500
島原市	29,500
諫早市	36,500
大村市	36,500
平戸市	21,000
松浦市	36,000
対馬市	18,000
壱岐市	33,000
五島市	27,500
西海市	22,000
雲仙市	17,400
南島原市	18,000
長与町	37,000
時津町	30,300
東彼杵町	32,000
川棚町	25,500
波佐見町	26,000
小値賀町	45,000
佐々町	43,000
新上五島町	20,000
熊本県	
熊本市	23,000
八代市	22,000
人吉市	21,500
荒尾市	17,000
水俣市	20,000
玉名市	18,000
山鹿市	15,000
菊池市	20,000
宇土市	16,200
上天草市	31,700
宇城市	17,000
阿蘇市	31,000
天草市	24,000
合志市	20,000
美里町	15,000
玉東町	19,400
南関町	22,600
長洲町	20,900
和水町	19,000
大津町	20,000
菊陽町	20,000
南小国町	31,000
小国町	30,000
産山村	25,000
高森町	27,000
西原村	29,000
南阿蘇村	28,000
御船町	20,000
嘉島町	20,000
益城町	20,500

市区町村名	年額報酬(円)
甲佐町	20,000
山都町	21,000
氷川町	20,000
芦北町	15,800
津奈木町	15,800
錦町	30,000
多良木町	30,000
湯前町	31,000
水上村	29,000
相良村	30,000
五木村	32,000
山江村	31,000
球磨村	32,000
あさぎり町	31,200
苓北町	31,000
大分県	
大分市	36,500
別府市	34,000
中津市	20,200
佐伯市	18,000
臼杵市	20,000
津久見市	18,000
竹田市	23,000
豊後高田市	22,000
宇佐市	21,500
豊後大野市	22,000
由布市	20,000
国東市	21,000
日田市	25,300
杵築市	23,000
九重町	20,000
玖珠町	20,000
日出町	23,000
姫島村	21,000
宮崎県	
宮崎市	30,000
都城市	50,000
延岡市	27,000
日南市	32,500
小林市	34,800
日向市	30,000
串間市	32,500
西都市	35,000
えびの市	27,000
三股町	52,000
高原町	52,400
国富町	49,000
綾町	49,000
高鍋町	37,000
新富町	37,000
西米良村	60,000
木城町	36,000
川南町	35,000
都農町	37,000
門川町	29,000
諸塚村	29,000
椎葉村	29,000
美郷町	29,000
高千穂町	40,000
日之影町	33,000

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

市区町村別年額報酬条例額一覧表(階級:団員)

資料7(参考)

令和2年4月1日現在

市区町村名	年額報酬(円)
五ヶ瀬町	32,000
鹿児島県	
鹿児島市	36,700
鹿屋市	43,000
枕崎市	42,000
阿久根市	46,800
出水市	47,000
指宿市	48,900
西之表市	46,400
垂水市	40,500
薩摩川内市	42,000
日置市	39,700
曾於市	47,200
霧島市	49,000
いちき串木野市	39,700
南さつま市	40,000
志布志市	47,200
奄美市	52,300
南九州市	48,000
伊佐市	63,900
始良市	48,000
三島村	36,300
十島村	40,000
さつま町	36,500
長島町	36,500
湧水町	49,200
大崎町	47,200
東串良町	40,500
錦江町	41,500
南大隅町	41,500
肝付町	42,500
中種子町	46,400
南種子町	46,400
屋久島町	46,400
大和村	36,000
宇検村	34,000
瀬戸内町	37,000
龍郷町	40,000
喜界町	40,000
徳之島町	34,000
天城町	32,000
伊仙町	34,000
和泊町	38,000
知名町	42,000
与論町	34,000
沖縄県	
那覇市	31,200
宜野湾市	24,000
石垣市	27,000
浦添市	36,000
名護市	12,000
糸満市	22,000
沖縄市	36,500
豊見城市	27,000
うるま市	36,000
宮古島市	10,000
久米島町	18,000
本部町	18,000
今帰仁村	18,000
南城市	20,000

市区町村名	年額報酬(円)
八重瀬町	20,000
与那原町	30,000
南風原町	30,000
西原町	30,000
中城村	36,000
北中城村	36,000
金武町	30,000
恩納村	30,000
宜野座村	30,000
国頭村	35,000
大宜味村	35,000
東村	35,000
読谷村	32,400
嘉手納町	32,400
北谷町	32,400
伊江村	12,000
渡嘉敷村	36,000
座間味村	36,000
粟国村	24,000
渡名喜村	25,000
南大東村	36,000
北大東村	36,000
伊平屋村	54,000
伊是名村	207,000
多良間村	25,000
竹富町	25,000
与那国町	40,000

※年額報酬条例額が交付税算入額36,500円/団員以上の市区町村に着色している

消防団員の確保について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全の確保のために日々ご尽力されていることに、心より敬意を表します。

さて、近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。災害に際し、地域の安心・安全を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として地域における防災力を充実強化することが極めて重要です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、十分な勧誘活動ができなかったという事情はあるものの、令和二年四月一日時点の消防団員数は約八十一万八千人と、二年連続で一万人以上の減少となりました。今後数年間で八十万人を割り込むおそれもあり、消防団員の減少は憂慮すべき危機的状況となっています。

一方で、令和二年七月豪雨や令和元年東日本台風等の災害においては、消防団が救助、警戒、避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。こうした災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により一人ひとりの役割が大きくなっていく現状に鑑みると、私は、その労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠であると考えます。処遇の改善は、消防団員のモチベーションの向上や家族の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資することとなります。貴職におかれましては、消

防団員に対する報酬や出動手当、特に地震・風水害などの災害に係る出動手当を引き上げ、消防団員一人ひとりの処遇がしっかりと改善されるようお願い申し上げます。

あわせて、消防団員の確保に向けたその他の施策の実施もお願いいたします。総務省消防庁では、これまでも、女性、地方公務員、消防職団員OB、学生など幅広い層を対象に加入促進の取組を促進するため、「機能別団員・機能別分団制度」や「消防団協力事業所表示制度」をはじめ、様々な施策を制度化してまいりました。これらの取組については、既に計画的に導入を進めていただいているものと存じますが、必ずしも取組が十分でない市区町村も見受けられます。貴職におかれましては、消防団員の減少要因を分析した結果に基づき必要な対応を引き続き実施いただきますようお願い申し上げます。

私は、これまで多くの尊い人命や財産を守ってきた消防団という存在を将来につないでいくとともに、負担が増加している消防団員の皆様のご尽力に対し、しっかりと報いる必要があると考えています。消防庁に対しても、消防団員の処遇改善等に向けた検討を行うよう指示しており、近く検討会を発足させる予定です。

貴職におかれましても、平成二十五年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨も踏まえ、地域防災力の充実強化のため、処遇改善をはじめ、より一層の取組を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

令和二年十二月十五日

総務大臣

武田官六

都道府県知事 殿
市区町村長 殿

○機能別消防団員・分団制度の導入(平成17年～)

- ⇒ 機能別団員:入団時にあらかじめ決めた特定の活動・役割のみに参加する団員
- 機能別分団:特定の役割、活動のみを実施する分団

○消防団協力事業所表示制度の導入(平成18年～)

- ⇒ 一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、市町村又は消防庁が認定し、表示証を交付

○消防団等充実強化アドバイザー派遣制度(平成28年度までは消防団員確保アドバイザー派遣制度)の導入(平成19年～)

- ⇒ 地方公共団体の要請に基づき派遣し、消防団の充実強化等を助言

<平成25年:「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定>

○「消防団の装備の基準」の改正(平成26年)

- ⇒ 上記法律の制定を受け、情報通信機器、安全確保のための装備等の消防団の装備を充実するよう改正

○消防団員の退職報償金の引上げ(平成26年)

○学生消防団活動認証制度の導入(平成26年～)

- ⇒ 真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援する制度

○大規模災害団員制度の導入(平成30年～)

- ⇒ 「大規模災害団員」の枠組みを示し、各地方公共団体での導入を促進

○消防団設備整備費補助金の創設(平成30年～)、補助対象資機材の拡充(令和元年～)

○消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の引上げ(令和2年4月～)

○消防団員のマイカー共済の開始(令和2年4月～)

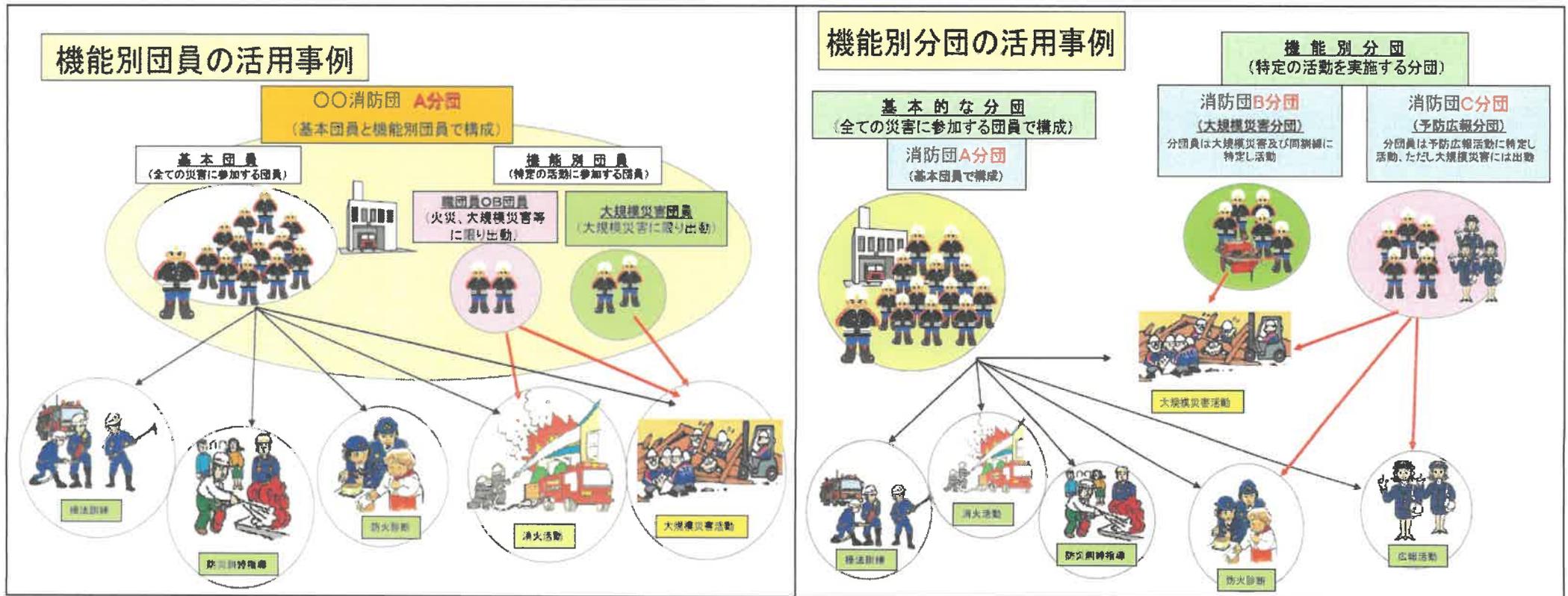
機能別団員・機能別分団について

- 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用(R2.4.1現在 558市町村が導入済)。

＜平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請＞

- 機能別団員(特定の活動、役割のみに参加する団員)
 - ・基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
 - ・消防職員・団員OB、被雇用者、女性等が担い手となることが今後も想定される

- 機能別分団(特定の活動、役割を実施する分団)
 - ・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
 - ・機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位に分団



消防団協力事業所表示制度等について

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

(令和2年4月1日現在)

＜市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること）＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク(シルバーマーク) ⇒



＜総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと）＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 786事業所



自治体による支援策の実施状況

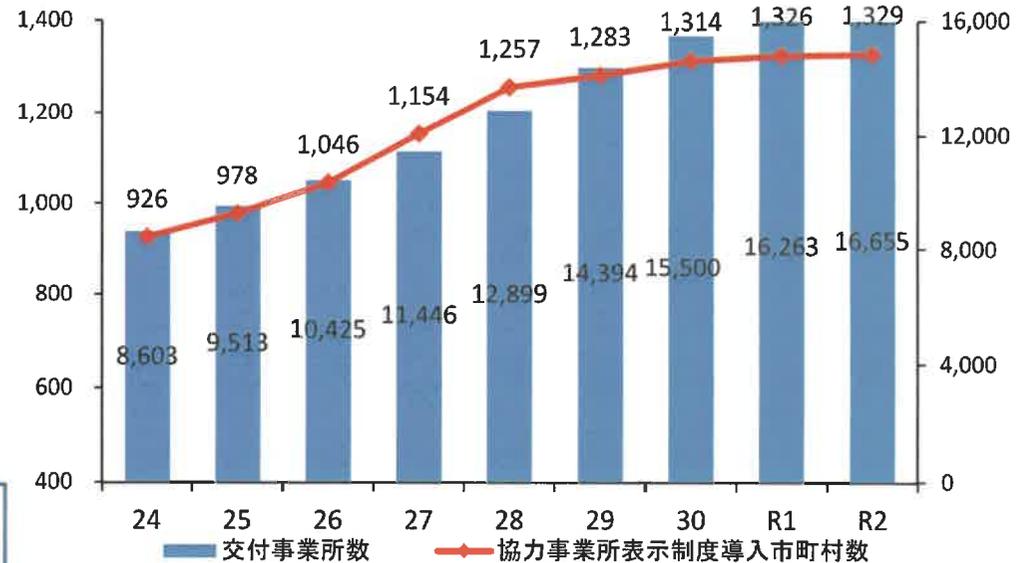
＜都道府県 29都道府県＞

- ①減税 3県
 - ・法人事業税等の減税
 - 減税限度額 10万円（長野）、100万円（静岡）、100万円（一定の要件の場合200万円）（岐阜）
- ②金融 5県
 - ・県制度融資信用保証料割引（宮城、福島）・中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野）
 - ・中小企業制度融資（山梨、島根）
- ③入札 22都道府県
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
 - （青森、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、東京、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、島根、広島、山口、高知、福岡、長崎、熊本）
- ④その他 18府県
 - ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜）
 - ・表彰制度（宮城、秋田、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎）
 - ・物品調達における優遇（京都）
 - ・県ホームページでの事業所ホームページリンク無料掲載（山口）

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移

制度導入市町村

市町村協力事業所数



調査対象: 1,719市町村(東京都特別区は一つの市町村として計上)

＜市町村 388市町村＞

- ①入札 251市町村
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 156市町村
 - ・消防団協力事業所報償金制度
 - ・消防団協力事業所割引制度
 - ・消火器の無償提供
 - ・広報誌広告掲載料の免除
 - ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
 - ・表彰制度

消防団等充実強化アドバイザーの派遣

○概要等

地方公共団体等の要請に基づき、消防団等充実強化アドバイザーを当該地方公共団体等に派遣して、消防団への加入促進、消防団の充実強化及び活性化等の方策等について助言を行う制度。

アドバイザーは、地方公共団体等の推薦を受け、消防団の充実強化等に関する豊富な知識又は経験を有する者を認定。

○派遣実績

令和元年度：27団体、平成30年度：28団体、平成29年度：29団体、平成28年度：32団体

消防団等充実強化アドバイザー（令和2年6月9日現在）

	都道府県	氏名	所属団体・役職名		都道府県	氏名	所属団体・役職名
1	青森県	沖田 隆成	(元) 南部町消防団長	15	岡山県	左居 喜次	(元) 美咲町消防団長
2	岩手県	庭野 和義	(元) 久慈消防署種市分署長	16		葛原 佳史	美咲町消防団員
3	茨城県	米川 幸雄	阿見町消防団顧問	17	広島県	神村登紀恵	広島市西消防団女性隊隊長
4		山本みゆき	元阿見町消防団女性部・部長	18		柳迫 長三	広島市防災士ネットワーク代表世話人
5		伊藤 好	筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防次長	19		平田 信夫	(元) 広島市安佐南消防団長
6	群馬県	佐藤 勝美	(元) 財団法人草加市体育協会常務理事	20		勝宮 章	(元) 呉市消防局長
7	千葉県	田邊 茂	長生郡市広域市町村圏組合消防団副団長	21	愛媛県	石丸ちえみ	松山市消防団部長
8	東京都	小澤 浩子	赤羽消防団副団長	22		玉井 公	松山市消防局地域消防推進課副主幹
9	神奈川県	丸山 正美	元横浜市消防局総務部消防団課	23		山口 賢司	(元) 宇和島地区広域事務組合消防本部消防長
10		堀下 清美	(元) 横浜市消防局女性消防団員指導者	24	福岡県	太田 和弘	北九州市若松消防署警防課警防第三担当課長
11	長野県	五十嵐幸男	公益財団法人長野県消防協会参与	25		内村美由紀	北九州市八幡東消防団副団長
12		古村 幹夫	(元) 長野県消防協会会長	26	佐賀県	古賀 大喜	公益財団法人佐賀県消防協会常務理事
13	愛知県	加藤 實	東海学園大学共生文化研究所研究員	27	熊本県	長濱 美香	平国女性分団員
14	三重県	櫻川 政子	津市消防団津方面分団長				

「消防団の装備の基準」の平成26年改正等

1. 装備の基準の改正

改正の目的

「消防団の装備の基準」（平成26年消防庁告示第2号）について、平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう改正（平成26年2月7日公布）。

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実（トランシーバー）

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員にトランシーバーを配備することとした。この結果、全ての階級の消防団員に双方向通信用機器（トランシーバー等）を配備することとなった。

○消防団員の安全確保のための装備の充実（安全靴、ライフジャケット等）

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備することとした。

○救助活動用資機材の充実（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）

救助活動等に必要となる自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備することとした。

2. 地方交付税措置の拡充

上記改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額（標準団体（人口10万人）当たり、約1,000万円（平成25年度）から約1,600万円（平成26年度）へ増額。その後も、数次増額し、令和2年度は約1,800万円（前年度比+20万円））

消防団員の退職報償金について

退職報償金

- 消防団員が退職した場合、市町村は、その労苦に報いるため、慰労金の性格として当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。
- 平成26年に「消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令」を改正し、全階級で一律5万円引き上げ(平成26年4月1日施行)。

(単位:千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長/班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

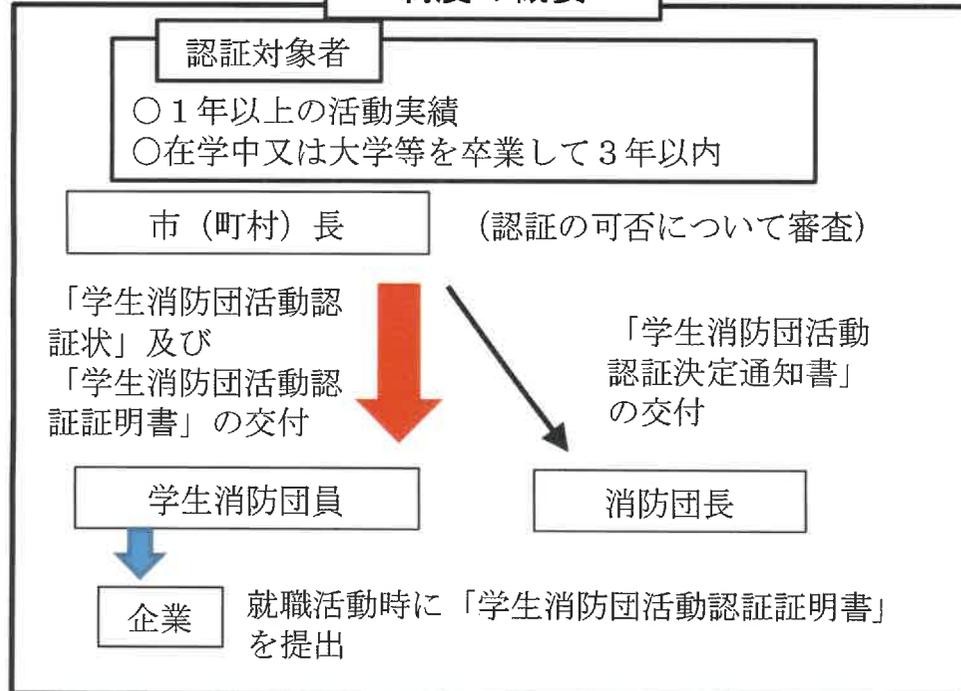
真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況（R2.4.1時点）】

時点	導入済団体
H28.4.1	69
H29.4.1	189
H30.4.1	266
H31.4.1	290
R2.4.1	323

約4.7倍

制度の概要



消防庁様式

学生消防団活動認証状

〇〇市(町村)学生消防団活動
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
(活動内容)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

【消防庁様式】

学生消防団活動認証証明書

〇〇市(町村)学生消防団活動
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市(町村)学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏名) 〇〇 〇〇
(生年月日) 平成 年 月 日
(活動内容)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

【消防庁様式】

「大規模災害団員」の概要

＜基本的な考え方＞

- 「大規模災害団員」は、特定の役割・活動をあらかじめ限定して従事する機能別団員の一つ。
- 「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人員不足となる場合に限り出動。

(例) 災害種別毎の出動例
 風水害 : 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
 地震・津波 : 震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合 等

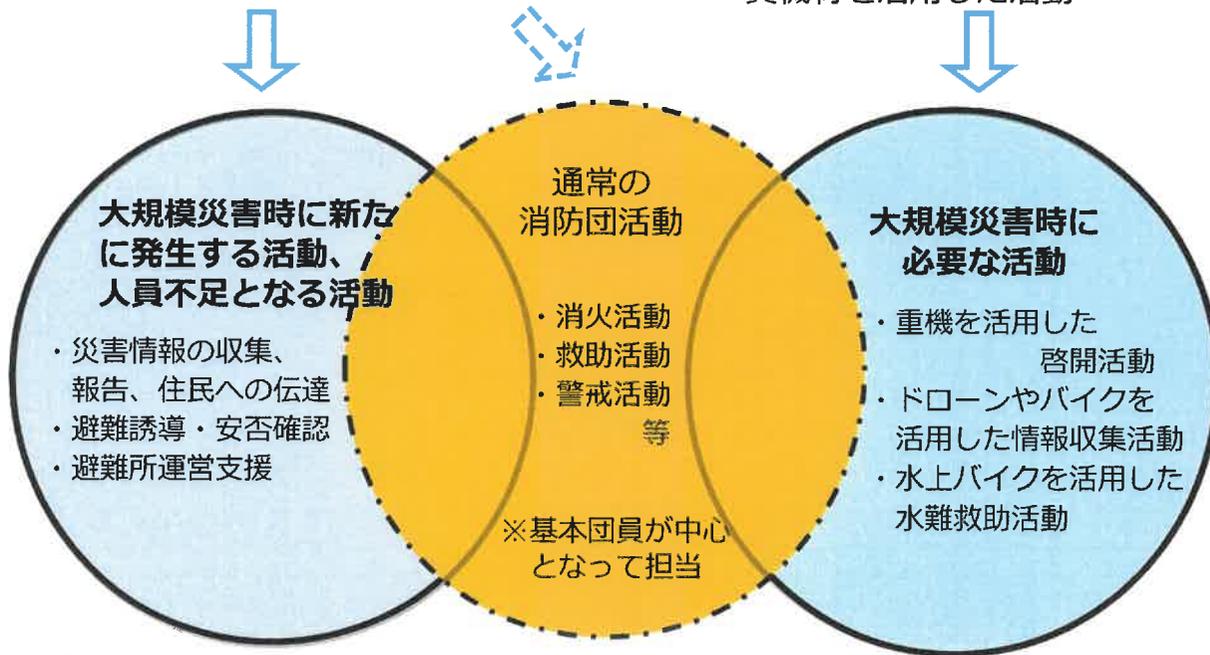
※ 令和2年4月1日現在で67市町村が導入済。

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

＜活動内容(例)＞

【例1】
大規模災害に新たに発生する活動等

【例2】
事業所等で所有する
資機材を活用した活動



＜想定されるなり手(例)＞

消防職員OB・消防団員OB、自主防災組織等の構成員(※)、学生、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材等を持つ事業所・団体等の関係者等
 ※ 自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者が「大規模災害団員」として消防団との連絡調整等を実施。

＜処遇等＞

	「大規模災害団員」	(参考) 基本団員
活動場面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害 ・ 大規模災害を想定した訓練 ・ 地域の防災訓練 ※式典等には必要に応じて参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害 ・ 大規模災害を想定した訓練 ・ 地域の防災訓練 ・ 火災、風水害 ・ 操法訓練 ・ 救助訓練・ポンプ等点検 ・ 救命講習会等の研修 ・ 普及・啓発(火災予防運動、年末警戒) ・ 式典等(操法大会、出初式、祭り警備等)
報酬・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年額報酬： 基本団員より低額でも可 ・ 出動手当： 基本団員と同程度の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年額報酬：条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年) ・ 出動手当：条例により規定 (交付税措置 7,000円/回)
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で退職報償金なしとすることも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階級別、勤務年数別に、条例で規定され支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年)

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

○補助率

1/3（地方負担分2/3に特別交付税措置（措置率0.8）を講じている。）

○補助対象事業者

市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

○政府予算額

H30補正予算：7億4千万円 R1当初予算：7億4千万円 R2当初予算：7億4千万円

【補助対象資機材】 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



AED



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等(※)



切創防止用保護衣等(※)

※破線囲みの資機材は、交付要綱の一部改正（令和元年12月13日付け消防地第239号）により、補助対象として追加したもの。

※救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングローブをいう。

また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

消防団員の公務災害補償の基礎額

単位：円

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長・副団長	<u>12,440</u> ←12,400	<u>13,320</u> ←13,300	<u>14,200</u>
分団長・副分団長	<u>10,670</u> ←10,600	<u>11,550</u> ←11,500	<u>12,440</u> ←12,400
部長・班長・団員	<u>8,900</u> ←8,800	<u>9,790</u> ←9,700	<u>10,670</u> ←10,600

※右は令和元年度までの基礎額

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）別表
- 最低額・最高額は公安職の俸給表より算出
 - ・ 1級63号 265,600円（R2）/30日 = 8,853.333円 ≒ 8,900円
 - ・ 7級43号 425,100円（R2）/30日 = 14,170円 ≒ 14,200円

消防団マイカー共済（令和2年4月1日～）

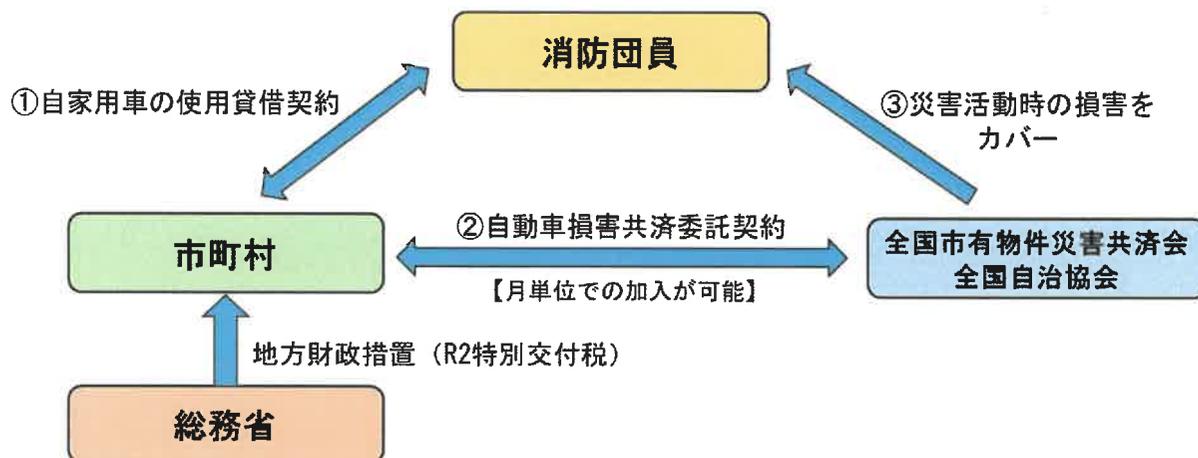
1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済を開始。

具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車（原動機付自転車を含む）を使用した場合に、当該自家用自動車を市町村が相互に救済する事業。

2. 実施主体

公益社団法人全国市有物件災害共済会（市分）、一般財団法人全国自治協会（町村分）



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能（例：出水期（9月～11月）の3月加入）。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い（消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要）。
- ・分担金に対して、令和2年度は特別交付税措置（0.5）を講じる。

4. 開始日

令和2年4月1日

5. その他

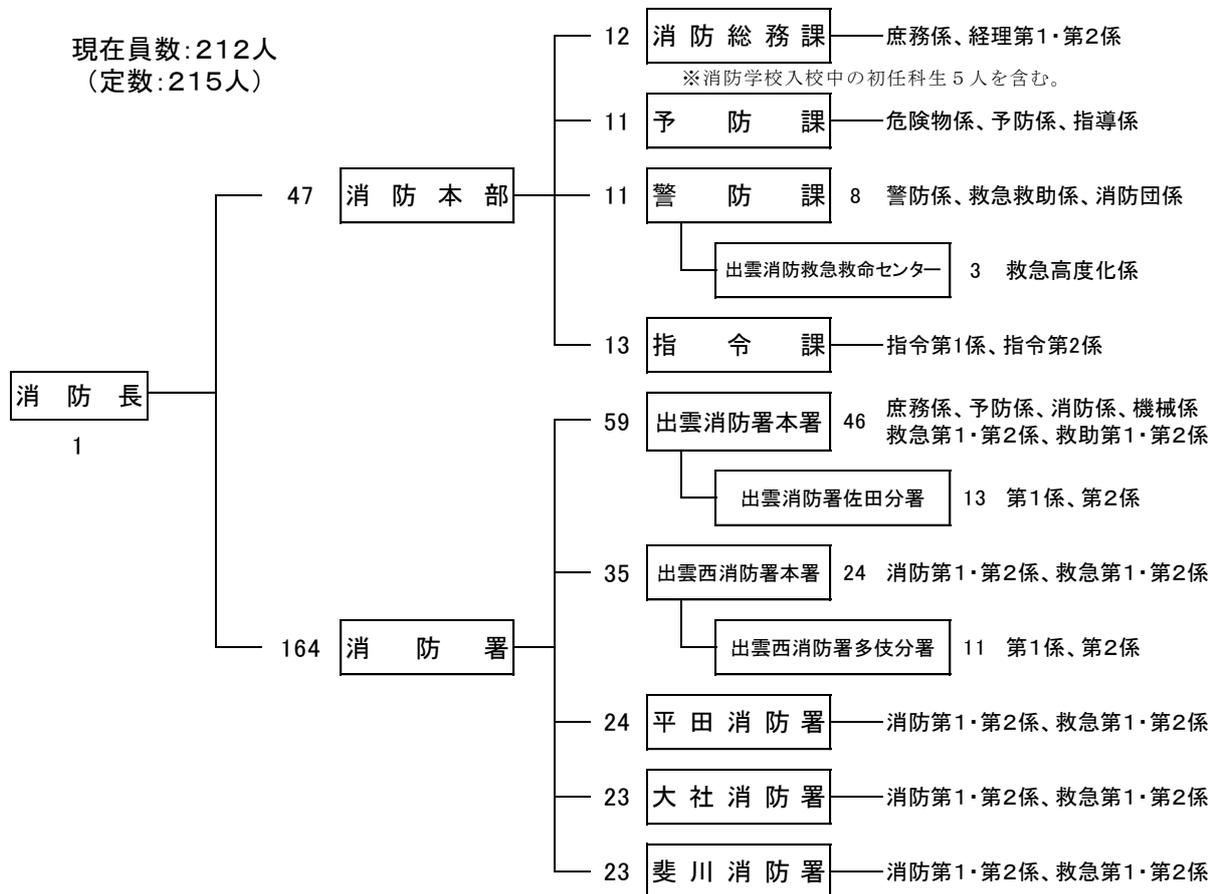
各都道府県・市町村に対し、令和2年3月31日付で消防庁次長名による通知を发出。

常備消防（出雲市消防本部）の現況

消防本部・署位置図



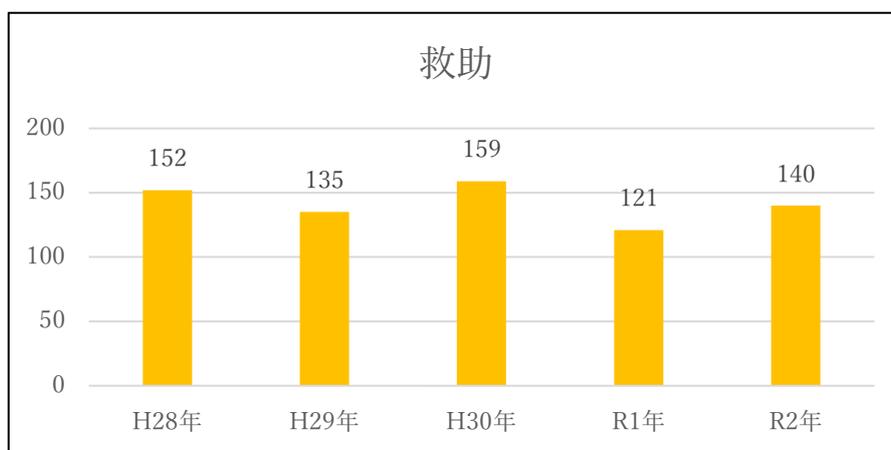
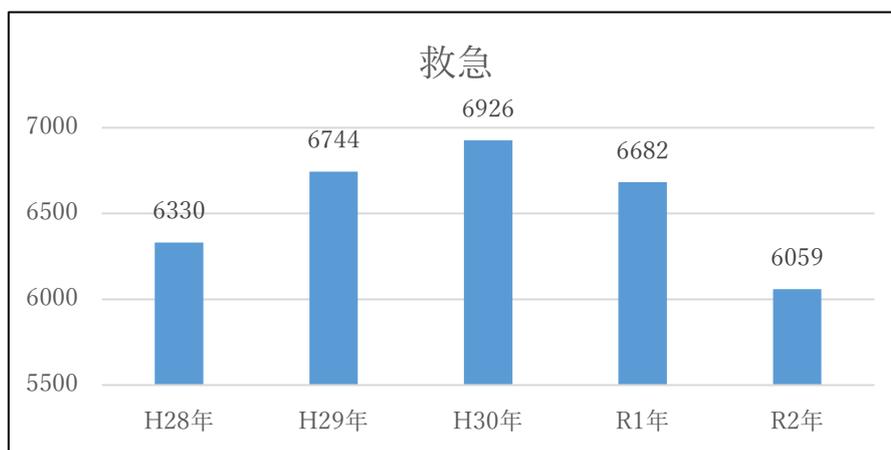
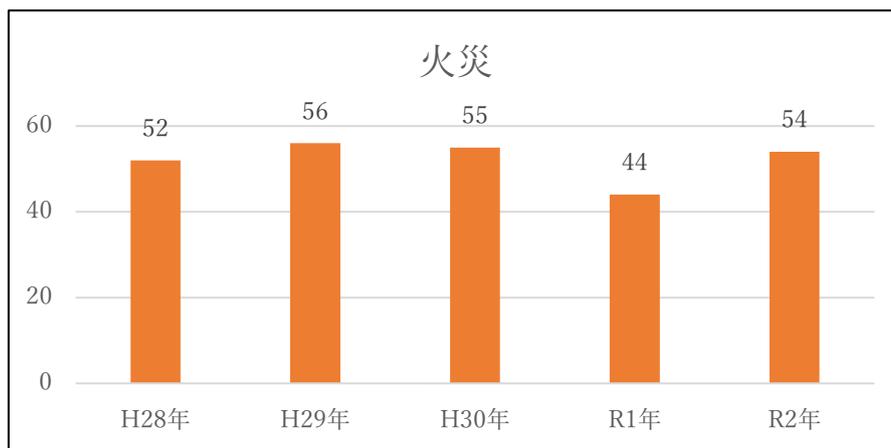
消防本部組織図



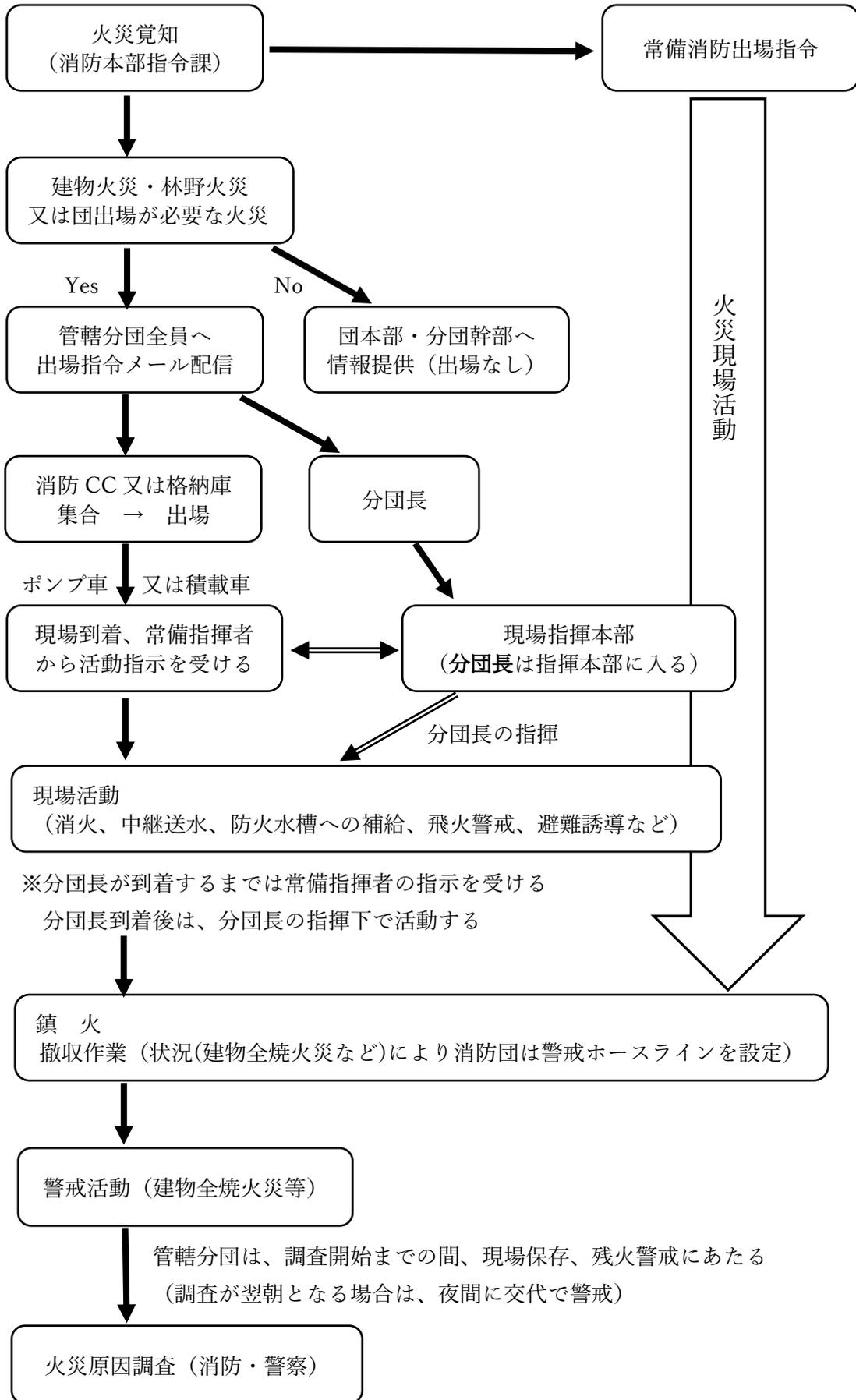
消防車両の配備状況

車種	所属	消防本部	出雲消防署	佐田分署	出雲西消防署	多伎分署	平田消防署	大社消防署	斐川消防署	合計
消防ポンプ自動車		2	1	1	1	1	1	1	1	8
水槽付消防ポンプ自動車		2						1	1	4
化学消防ポンプ自動車					1		1			2
はしご自動車		1								1
救助工作車		1							1	2
小型ポンプ積載車				1		1		1		3
緊急消防自動二輪車		3								3
高規格救急車		4	1	2	1	2	2	2	2	14
指令車		2			1		1	1	2	7
資機材搬送車		1					1	1		3
燃料補給車		1								1
広報車・査察車		2			1			1		4
水防防災車					1		1			2
マイクロバス		1								1
消火・通報訓練指導車							1			1
その他の車両		5								5
合計		25	3	7	3	8	8	7		61

過去5カ年の災害件数



火災出場時の消防団活動



建物火災で堆積物が多い場合は、堆積物の除去作業にあたる
火災の規模によっては丸1日、稀に2日間に及ぶこともある

令和元年・令和2年 出雲市消防団各分団活動状況

年度	R1						R2					
	火災 出場 〔人〕	警戒 活動等 〔人〕	訓練等 〔人〕	会議等 〔人〕	予防・ 広報 活動等 〔人〕	出場者 合計 〔人〕	火災 出場 〔人〕	警戒 活動等 〔人〕	訓練等 〔人〕	会議等 〔人〕	予防・ 広報 活動等 〔人〕	出場者 合計 〔人〕
01.団長			3	9		12			1	5		6
02.団本部（旧出雲）	1		20	58	2	81			8	43	4	55
03.団本部（旧出雲伝令）	1		12	10		23			4	6	2	12
04.団本部（女性部）			13	2	17	32				1	7	8
05.今市分団	42	50	37	6	16	151	25	58		7	13	103
06.大津分団	10		41	7	3	61	26	32	10	6	6	80
07.塩冶分団	15		65	10		90	34		25	10		69
08.古志分団			40	5	7	52	17	6	16	5	12	56
09.四絡分団			53	5	13	71	46	54	20	1	18	139
10.高浜分団			63	6	17	86			41	3		44
11.川跡分団			47	6	21	74			23	2	24	49
12.鳶巣分団			51	6	17	74			4	1	3	8
13.上津分団	24		66	5	3	98			18	1	6	25
14.稗原分団			70	6		76	32		21	1		54
15.朝山分団			76	5	14	95	2		13	1	13	29
16.乙立分団			41	5		46			13	2	3	18
17.高松分団	48	59	81	7		195			33	5		38
18.神門分団	44	45	97	7		193	38	32	29	1	13	113
19.神西分団			76	8	3	87	11		62	1	6	80
20.長浜分団	47	52	109	9	3	220			52	1	3	56
21.団本部（旧平田）			38	101	4	143			17	73	9	99
22.平田分団	42	55	40	16	16	169			8	5	4	17
23.久多美分団	3		54	19	32	108	2		76	7	4	89
24.佐香分団			71	15	27	113			42	5	16	63
25.灘分分団			105	18	43	166	56		56	5	4	121
26.国富分団			63	19	41	123			45	5	4	54
27.西田分団			47	17	26	90			50	5	4	59
28.鱒淵分団			44	17	31	92			2	5	4	11
29.北浜分団			59	12	35	106	15		2	8	4	29
30.檜山分団	41		96	18	22	177		7	2	5	4	18
31.東分団			104	17	48	169			96	5	26	127
32.伊野分団	32	32	82	16	35	197			2	5	31	38
33.団本部（旧佐田）			12	25	1	38	2		2	21	2	27
34.西須佐分団			62	12	51	125	16		2	7	15	40
35.東須佐分団			60	12	44	116	26		2	5	6	39
36.八幡東分団			61	14	44	119			2	4	7	13
37.窪田分団			91	13	38	142		11	10	4	7	32
38.団本部（旧多伎）	2		7	30	1	40	3		10	24		37
39.久村分団			24	11		35			26	9		35
40.小田多岐分団	20			12		32			28	9		37
41.田儀分団	1		28	19		48	10		39	9		58
42.団本部（旧湖陵）			3	16		19	2			10		12
43.湖陵西分団	8		36	23	27	94			8	9	27	44
44.湖陵南分団	7		28	20	24	79	14		11	8	18	51
45.団本部（旧大社）			19	43	1	63			1	31		32
46.杵築分団			84	28	29	141	45	70	20	1		136
47.日御碕分団			31	11	16	58			2	1	15	18
48.鶺鴒分団			16	17	12	45			17	4		21
49.荒木分団	29		95	20	33	177			55	4		59
50.遙堪分団	30		34	18	28	110			9	4		13
51.団本部（旧斐川）			20	54	7	81	1		2	46	11	60
52.荘原分団	26		74	24	28	152		8	2	8	27	45
53.出東分団	24		96	34	36	190	13		25	9	21	68
54.西野分団	98	81	165	41	70	455	168	36	78	9	72	363
55.中部分団	13		139	26	13	191			17	10	67	94
合計	608	374	3,049	990	999	6,020	604	314	1,159	482	542	3,101

令和3年度(2021)7月・8月 水防団出場人数

区分	7月出場(7/7,8,9,12,13) [出場延べ人数]	8月出場(8/9) [出場延べ人数]	合 計 [出場延べ人数]
団本部	40	15	55
今市分団	23	20	43
大津分団	7	15	22
塩冶分団	23		23
古志分団	13		13
四絡分団	27		27
高浜分団	55	14	69
川跡分団	38	15	53
鳶巣分団	53	13	66
上津分団	24		24
稗原分団	39	23	62
朝山分団	38	18	56
乙立分団	18	16	34
高松分団	19	21	40
神門分団	21		21
神西分団	28		28
長浜分団	12	10	22
平田分団	14		14
久多美分団	54		54
佐香分団	41	10	51
灘分分団	44		44
国富分団	83	41	124
西田分団	33		33
鰐淵分団	24	8	32
北浜分団	40		40
檜山分団	41		41
東分団	40		40
伊野分団	32		32
西須佐分団	64		64
東須佐分団	29		29
八幡東分団	22		22
窪田分団	30		30
久村分団	2		2
小田多岐分団	3		3
田儀分団	6		6
湖陵西分団			
湖陵南分団	9		9
杵築分団	40		40
日御碕分団	38	16	54
鵜鷺分団	68	21	89
荒木分団	84		84
遙堪分団	20		20
莊原北分団	9	9	18
莊原南分団	1		1
出東分団	7		7
伊波野	20		20
出西阿宮	42		42
直江分団	31	6	37
久木分団	15	2	17
合 計	1,464	293	1,757

令和3年度 出雲市消防協力組織 一覧表

地区	種 別	団 体 名	人 数
1	地区消防協力隊（平田）	平田地区消防協力隊	17
2	地区消防協力隊（平田）	灘分地区消防協力隊	15
3	地区消防協力隊（平田）	西田地区消防協力隊	16
4	地区消防協力隊（平田）	鱈淵地区消防協力隊	10
5	地区消防協力隊（平田）	久多美地区消防協力隊	15
6	地区消防協力隊（平田）	檜山地区消防協力隊	10
7	地区消防協力隊（平田）	東地区消防協力隊	10
8	地区消防協力隊（平田）	伊野地区消防協力隊	13
9	地区消防協力隊（大社）	日御碕自衛消防隊	25
10	地区消防協力隊（出雲）	馬木町自治消防団	12
11	地区消防協力隊（多伎）	田儀地区消防協力隊	8
12	地区消防協力隊（多伎）	多岐地区消防協力隊	10
13	地区消防協力隊（多伎）	久村地区消防協力隊	7
14	地区消防協力隊（出雲）	上津地区防災隊	30
15	地区消防協力隊（出雲）	四絡災害時支援隊	49
地区消防協力隊 合 計			247名

出雲3 平田8 佐田0 多伎3 湖陵0 大社1 斐川0 合計15

一 般	種別	団 体 名	代表者名
1	一般消防協力隊（平田）	万田特設消防隊	10
2	一般消防協力隊（平田）	別所特設消防隊	8
3	一般消防協力隊（平田）	河下自衛消防隊	12
4	一般消防協力隊（平田）	一畑特設消防隊	15
5	一般消防協力隊（平田）	北浜相代自衛消防隊	12
6	一般女性消防隊（平田）	美保町消防OB隊	11
7	一般消防協力隊（平田）	坂浦消防協力隊	9
8	一般女性消防隊（平田）	東地合女性消防隊	12
9	一般女性消防隊（平田）	三津町女性消防隊	5
10	一般女性消防隊（平田）	小伊津女性消防隊	6
11	一般女性消防隊（平田）	塩津町女性消防隊	7
12	一般消防協力隊（大社）	日御碕女性消防隊	8
13	一般消防協力隊（出雲）	下新宮私設消防団	14
14	一般消防協力隊（出雲）	姫原自治消防団	15
15	一般消防協力隊（出雲）	別所自警団	12
16	一般消防協力隊（出雲）	所原中自主防災隊	10
17	一般消防協力隊（出雲）	所原上自主防災隊	14
18	一般消防協力隊（出雲）	芦渡北自衛消防隊	22
19	一般消防協力隊（出雲）	川 ^カ -サト ^サ 妙 ^妙 ・川西町内自衛消防隊	11
20	一般消防協力隊（出雲）	北組自治消防隊	41
21	一般消防隊（出雲）	中組自治消防隊	17
22	一般消防協力隊（出雲）	徳連私設消防団	17
23	一般消防協力隊（出雲）	新宇賀私設消防隊	16
24	一般消防協力隊（斐川）	阿宮上出西自主防災隊	10
25	一般消防隊（平田）	小津本郷区自衛消防隊	24
26	一般消防隊（平田）	多井区自衛消防隊	7
27	一般消防隊（平田）	十六島消防協力隊	6
28	一般消防隊（平田）	釜浦自衛消防隊	10
29	一般消防隊（平田）	塩津自衛消防隊	12
一般消防隊協力隊 合 計			373名
総 計			620名

出雲11 平田16 佐田0 多伎0 湖陵0 大社1 斐川1 合計29

私設消防団（斐川地域）

令和3年8月末現在

	地名及び名称	隊員数	ポンプ等 保有状況	活動状況
1	黒目下区私設消防団	19名 (2自治会11名、協力員8名)	有（宝）	毎月1回2自治会4名 で放水訓練及び巡回
2	自彊私設消防団	16名 (8自治会)	有	4か月に1回放水訓練
3	いかり私設消防団	17名 (2自治会)	有（宝）	2か月に1回放水訓練
4	今在家私設消防団	16名 (5自治会)	有	今年度中（時期未定） に解散するとの情報

（宝）宝くじ助成